

助成金申請書類作成の手引き

令和4年度
電気自動車等の普及促進事業
(V2H ビークル トゥ ホーム)
2022年4月1日以降設置

【注】2022年3月31日以前設置のV2Hは申請方法、補助額等が異なります。
V2Hその1の助成金申請書類作成の手引きをご確認ください。

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0809
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル9階
TEL : 050-3155-5646
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h>
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請パターン判定フローチャート	3
1.4 スケジュールフロー	9
2 助成内容	21
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	21
2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）	22
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	23
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	24
3 交付申請	28
3.1 交付申請手続き（交付要綱第8条参照）	28
3.2 手続代行者（交付要綱第9条、第10条参照）	29
3.3 助成金の交付決定（交付要綱第11条参照）	29
3.4 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）	30
3.5 申請書の作成、提出について	31
4 申請の撤回について	33
4.1 申請の撤回（交付要綱第13条参照）	33
5 申請者の情報の変更について	34
5.1 被交付者情報の変更に伴う届出（交付要綱第15条参照）	34
6 助成事業の変更について	35
6.1 助成事業の変更（交付要綱第16条参照）	35
7 実績報告	36
7.1 実績の報告（交付要綱第20条参照）	36
7.2 助成金の確定及び助成金の交付（交付要綱第21条参照）	37

7.3 実績報告書の作成、提出について	37
8 管理、譲渡等の報告等	39
8.1 財産の管理（交付要綱第22条参照）	39
8.2 被交付者の地位承継（交付要綱第17条、第18条参照）	39
9 助成事業の廃止について	41
9.1 助成事業の廃止（交付要綱第19条参照）	41
10 財産の処分	42
10.1 財産の処分（交付要綱第23条参照）	42
11 交付決定の取消し	43
11.1 交付決定の取消し（交付要綱第24条参照）	43
12 助成金の返還	43
12.1 違約加算金（交付要綱第26条参照）	43
12.2 助成金の返還（交付要綱第25条参照）	43
12.3 延滞金（交付要綱第27条参照）	43
13 他の助成金等の一時停止	44
13.1 他の助成金等の一時停止（交付要綱第28条参照）	44
14 申請様式の記載例	45
14.1 【交付申請書】第1号様式（個人・法人申請用）一記入例	45
14.2 【実績報告書】第14号様式（個人・法人申請用）一記入例	49
15 提出書類の準備	52
15.1 申請者本人確認書類（交付申請）	52
15.2 設置予定機器の見積書（交付申請）	53
15.3 建物の登記事項証明書（登記簿）（交付申請・実績報告）	54
15.4 対象機器の売買契約書の写し（実績報告）	55
15.5 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳（実績報告）	56
15.6 対象機器の保証書の写し（実績報告）	57
15.6 V2Hを設置する建物の全景写真（実績報告）	58
15.7 助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真（実績報告）	59

15.8	口座情報の写し（実績報告）	59
16	提出書類チェックリスト	60
16.1	交付申請時の提出書類（個人・法人）	60
16.2	交付申請時の提出書類（共同（リース）申請）	63
16.3	実績報告時の提出書類（個人・法人）	66
16.4	実績報告時の提出書類（共同（リース）申請）	70

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象機器を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95％）を加えて返還していただきます。

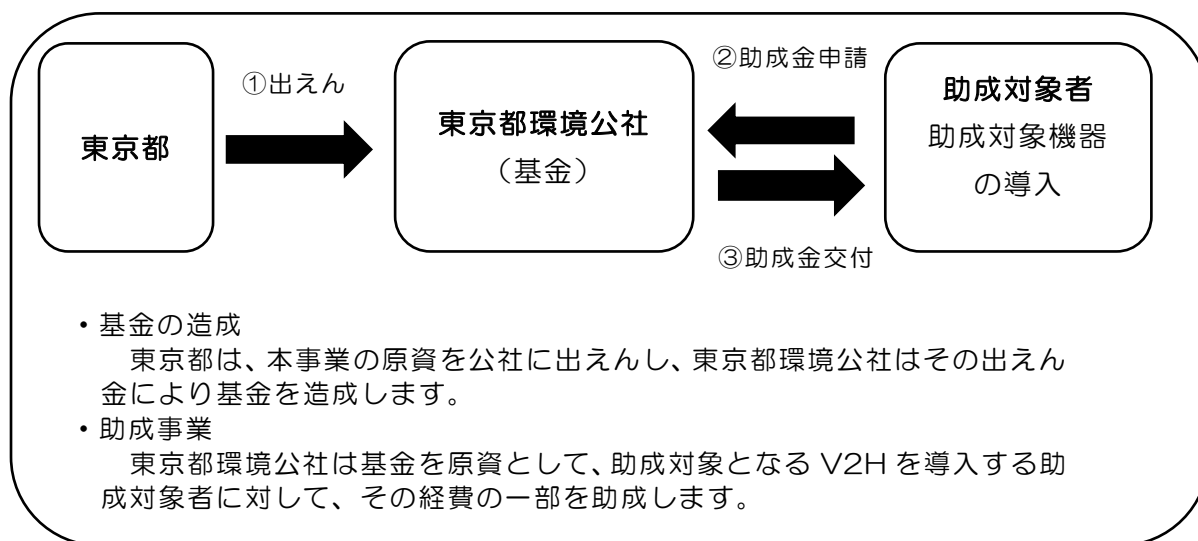
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

1.1 目的

電気自動車等の普及促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内の個人、事業者が都内の戸建住宅に対し V2H を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的に実施するものです。

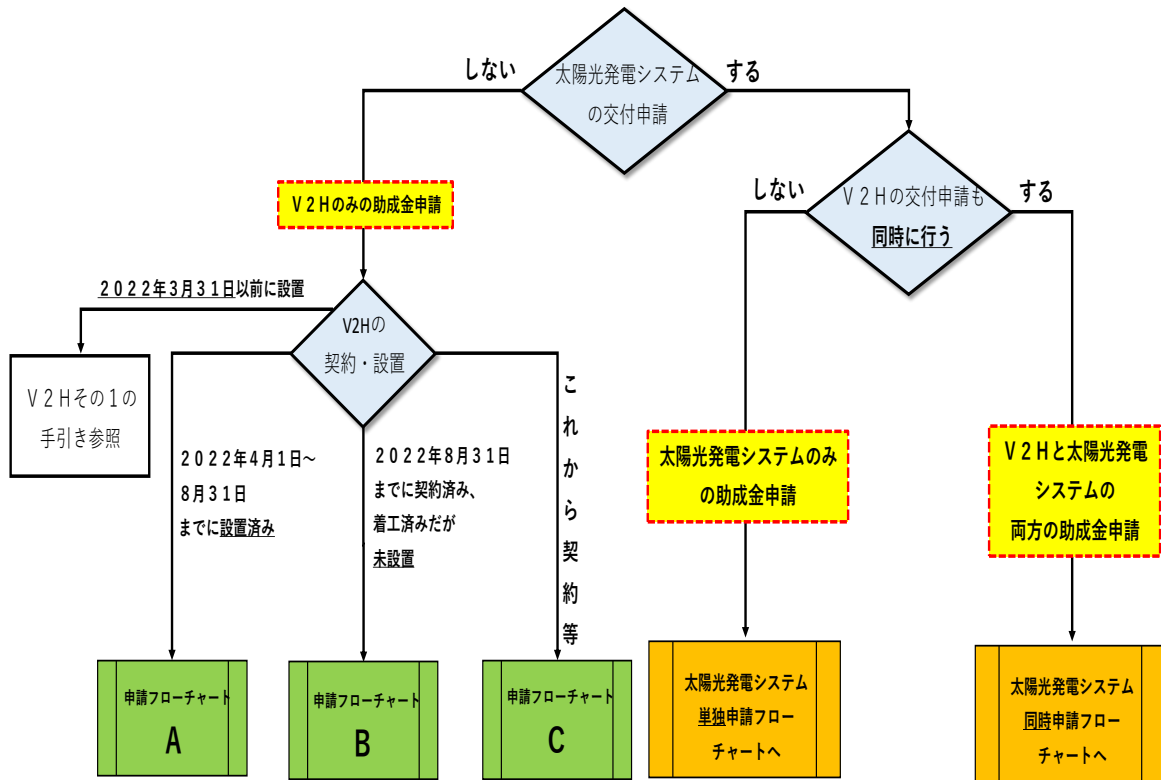
1.2 事業スキーム



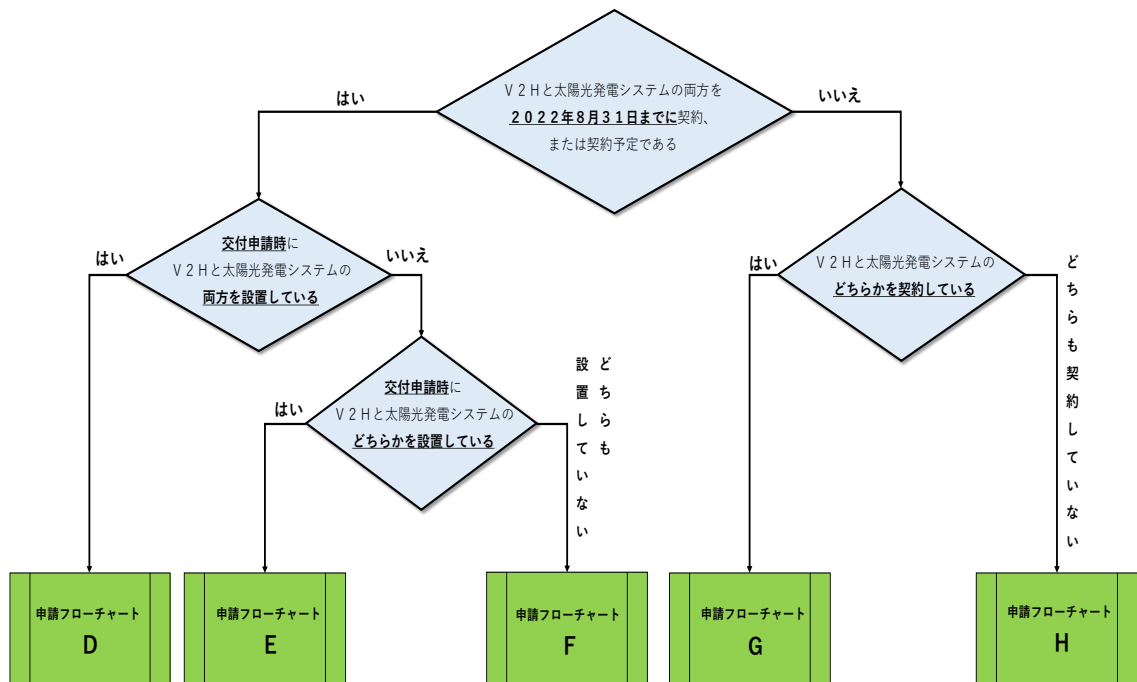
1.3 申請パターン判定フローチャート

このフローチャートで該当する申請パターンを確認してください。

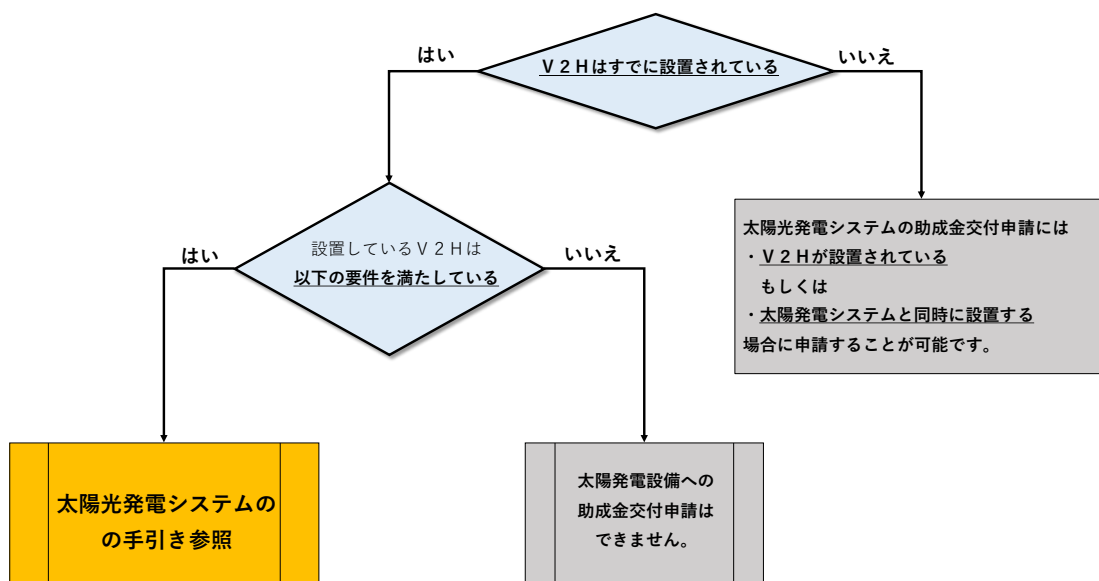
(1) 申請パターン判定フローチャート1



(2) 申請パターン判定フローチャート2 (太陽光発電システム同時申請)



(3) 申請パターン判定フローチャート3 (太陽光発電システム単独申請)



【設置済みV2H要件】

- 東京都内の戸建住宅に設置されたV2Hであること
⇒V2Hを設置している「建物の登記事項証明書」で確認します。表題部にある種類「居宅」が含まれていること。
※ 助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきまして別途お問合せください。
※ 「共同住宅」「集合住宅」は対象外。
- 設置された日の属する年度の翌年度から起算して法定耐用年数（6年間）を超えていないV2Hであること
⇒V2Hの保証書に記載されている「設置日」で確認します。平成28（2016）年度以降にV2Hが設置されている必要があります。

平成28（2016）年度		平成29（2017）年度		平成30（2018）年度		平成31（2019）年度		令和 2（2020）年度		令和 3（2021）年度		令和 4（2022）年度	
2016/ 4/1	2017/ 3/31	2017/ 4/1	2018/ 3/31	2018/ 4/1	2019/ 3/31	2019/ 4/1	2020/ 3/31	2020/ 4/1	2021/ 3/31	2021/ 4/1	2022/ 3/31	2022/ 4/1	2023/ 3/31
V2H設置		1年		2年		3年		4年		5年		太陽光発電システム 交付申請	
												6年	
設置された日の属する年度の翌年度から起算して法定耐用年数（6年間）を超えていないV2Hであること													

- 設置した日の属する年度に、CEV補助金の対象機器一覧に掲載されているV2Hであること
過去の補助対象機器一覧はこちらで確認できます。
https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/targetcar_list

⇒設置済みV2Hの型式が、設置年度のCEV補助対象機器一覧に掲載されているかご確認ください。

【太陽光発電システム申請時の注意点】

交付決定後に太陽光発電システムの契約締結をしたものが助成対象です。

ただし、以下に該当する場合、令和4年10月30日までに交付申請したものは助成対象です。

- 令和4年9月30日までに契約締結したもの
- 令和4年4月1日～9月30日までに設置したもの

詳しくは[太陽光発電システム助成金交付申請手続きの手引きをご確認ください](#)。

【設置済みV2H確認書類（提出書類）】

太陽光発電システムの申請書に併せて下記書類等をご提出ください。

No	提出書類等	備考
1	設置しているV2Hの保証書	メーカー名、型式、設置日が確認できるもの。 ※紛失等で保証書を提出できない場合は公社へご連絡ください。
2	V2Hの設置状態が確認できる写真	・建物の全景は必ずしも写っている必要はありませんが、戸建住宅の駐車スペース等にV2Hが設置されていることが確認できる写真をご用意ください。 ・カラー写真をお願いします（白黒の場合は再提出を求める可能性があります）。
3	V2Hの型式及び製造番号（銘板）が確認できる写真	・V2Hの型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー写真をお願いします（白黒の場合は再提出を求める可能性があります）。
4	V2Hを設置している建物の登記事項証明書	・現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。 ・太陽光発電システムの交付申請に係る提出書類で上記を確認できる場合は、省略可能です。

【申請書、実績報告書の提出先】

「3.5 申請書の作成、提出について」「5.3 実績報告書の作成、提出について」
をご確認ください。

※増額申請

V2H実績報告書提出時に、以下の要件を満たす「太陽光発電システム」と「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有している場合、増額申請ができます。

(通常) 補助率 1 / 2 (上限 50 万円) ⇒ 補助率 10 / 10 (上限 100 万円)

増額申請を行う場合、以降のフローチャートの「実績報告書」提出と同時に以下の要件を満たすことを確認できる書類等をご提出ください。

● 太陽光発電システム

- 発電出力が 50 kW 未満であること
- 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。
- 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。
- 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議 (IEC) の IEC61215-1:2016 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第 2 に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

【提出書類例】

- ・ 出力対比表
- ・ 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書 (写し)
- ・ 接続契約のご案内 (写し)
- ・ 系統連系協議依頼書の控え (写し)
- ・ 直近の太陽光の買電明細 (助成対象機器の領収日より前のもの) (写し) など

● EV もしくは PHV

- 自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。

【提出書類】

- ・ 車検証

● V2H

- 助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

【提出書類】

- ・ 車検証

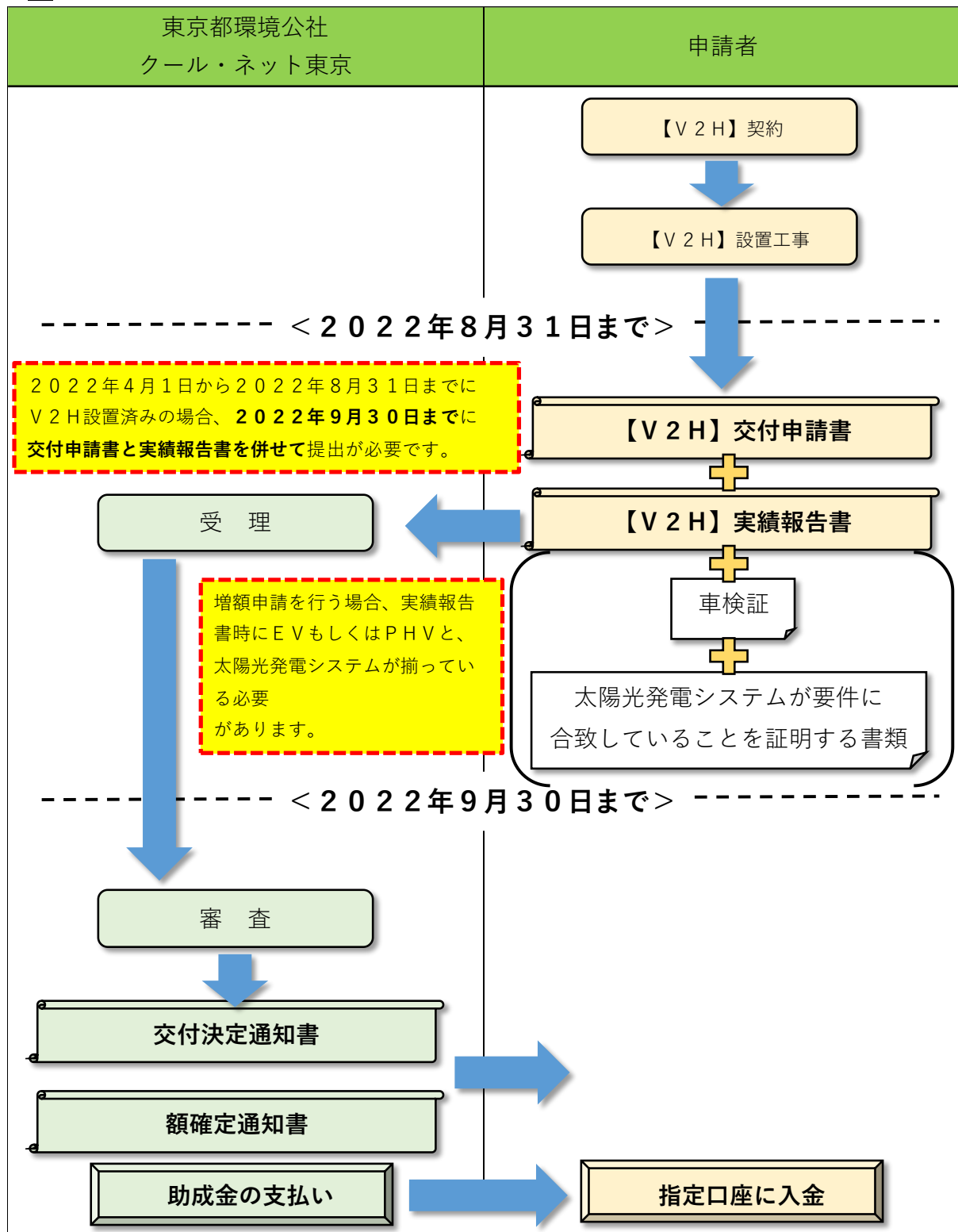
(交付要綱別表第2)

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

1.4 スケジュールフロー

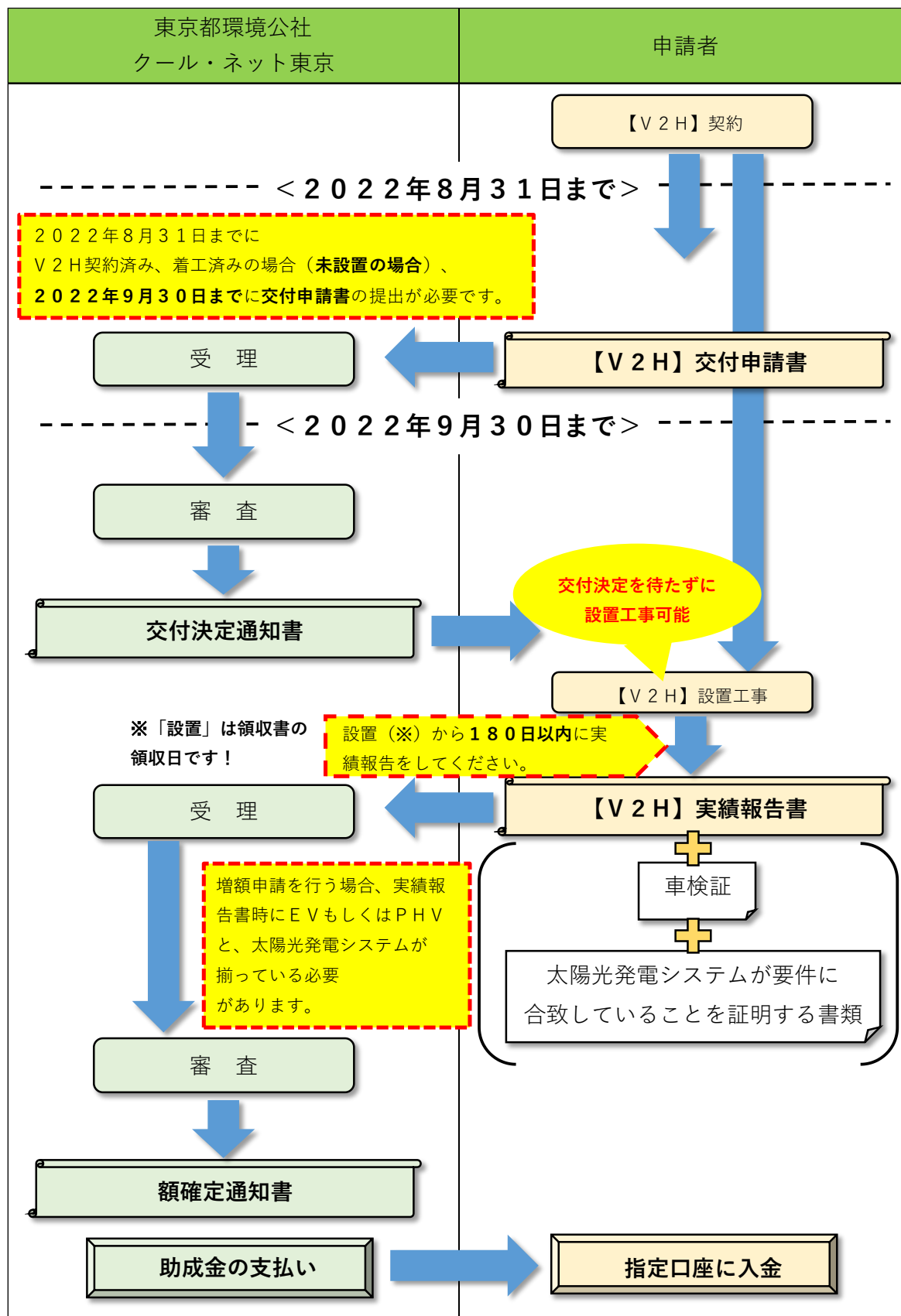
申請パターン：A

2022年4月1日から2022年8月31日までの間に、V2Hを設置済みの場合、2022年9月30日までに「交付申請書」と「実績報告書」を同時にご提出いただくことで、助成対象となります。



申請パターン：B

2022年8月31日までの間に、V2Hを契約、設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。V2Hの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。V2H設置完了後、実績報告書をご提出ください。

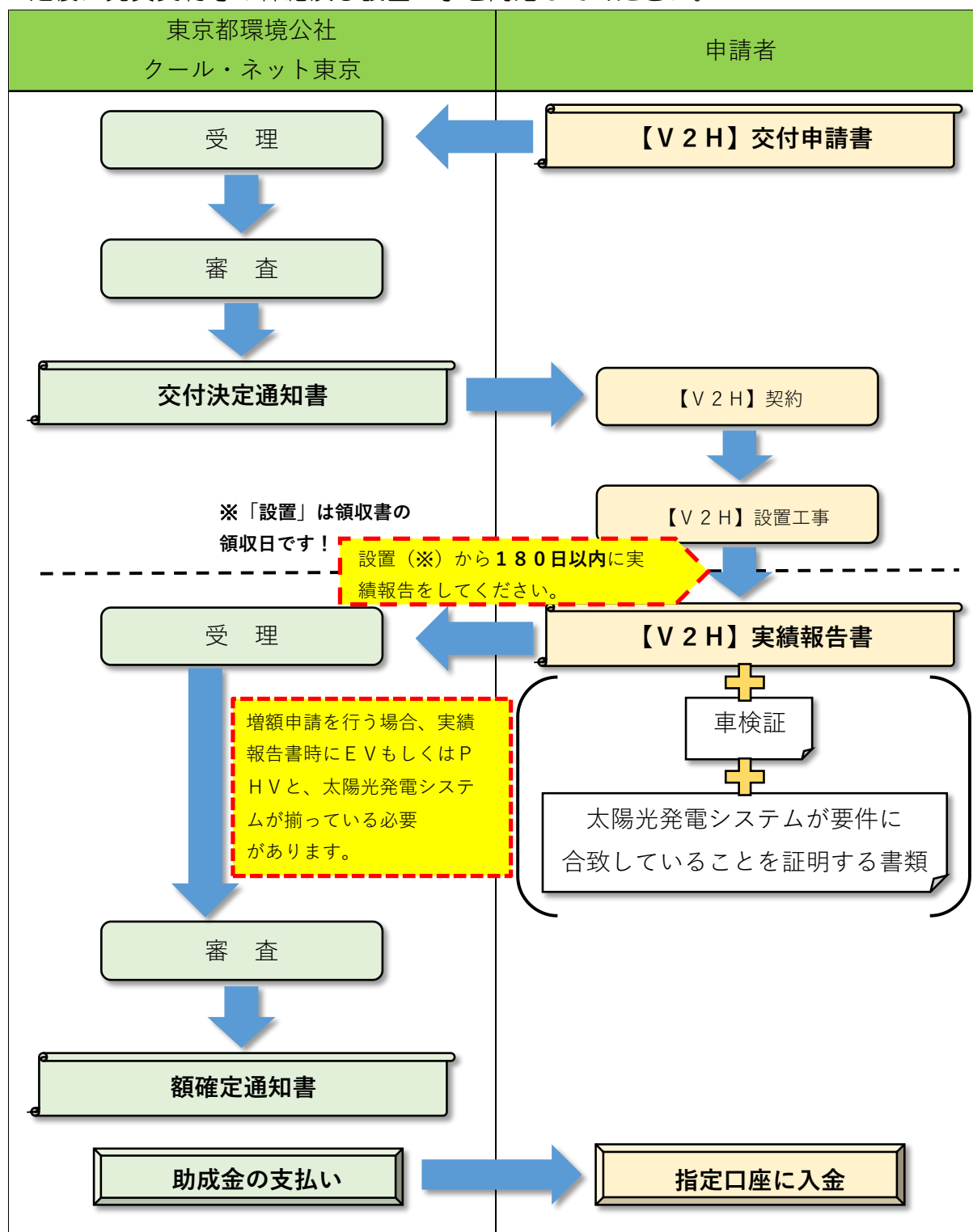


申請パターン：C－1

【交付決定後に契約、設置工事を行う場合】

パターンA・Bを除き、V2H設置に係る売買契約やリース契約は交付決定後（クール・ネット東京から送付する交付決定通知書に記載の通知日以降）に締結してください。

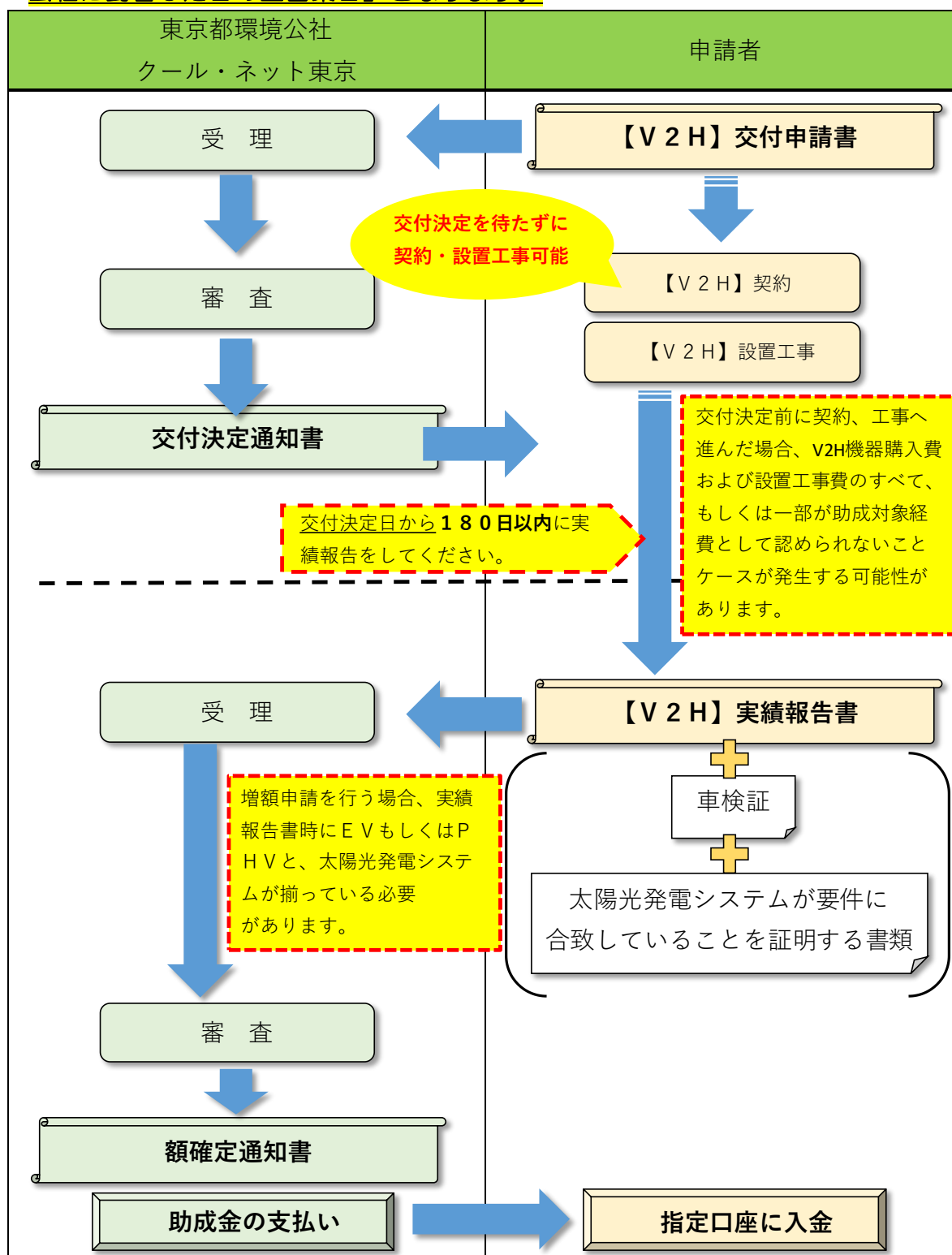
従って、売買契約前にクール・ネット東京へ交付申請書をご提出いただき、交付決定後に売買契約等の締結及び設置工事を開始してください。



申請パターン：C-2

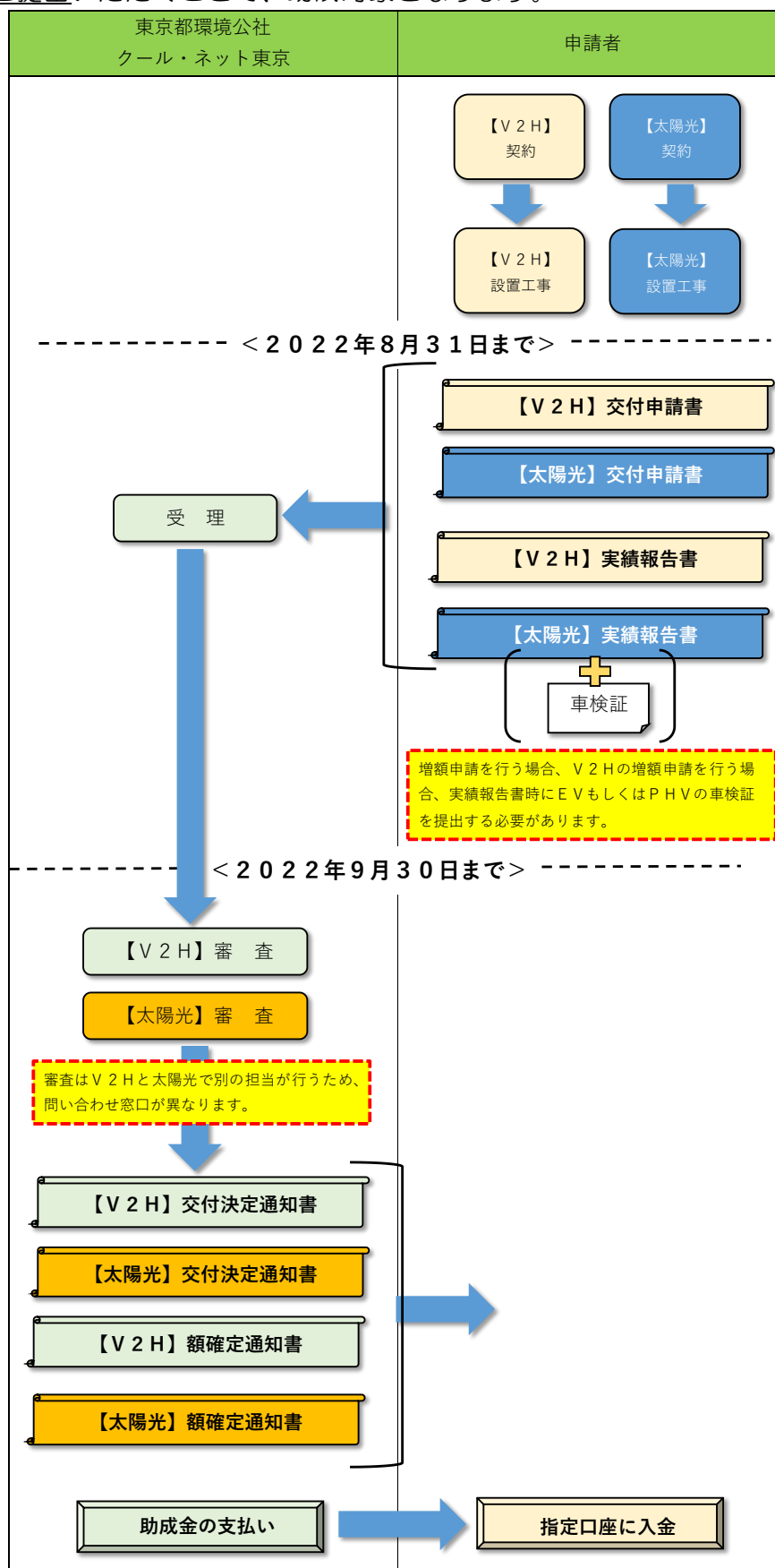
【交付決定前に契約、設置工事を行う場合】

パターンA・Bを除き、V2H設置に係る売買契約やリース契約は**交付申請後（公社が受付をした日※以降）**に締結してください。交付決定を待つ必要はありませんが、交付決定前に契約、工事へ進んだ場合、V2H機器購入費および設置工事費のすべて、もしくは一部が助成対象経費として認められないことケースが発生する可能性がありますので、その点ご注意ください。**※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。**



申請パターン：D

2022年4月1日から2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを設置済みの場合、2022年9月30日までに「交付申請書」と「実績報告書」を同時に提出いただくことで、助成対象となります。

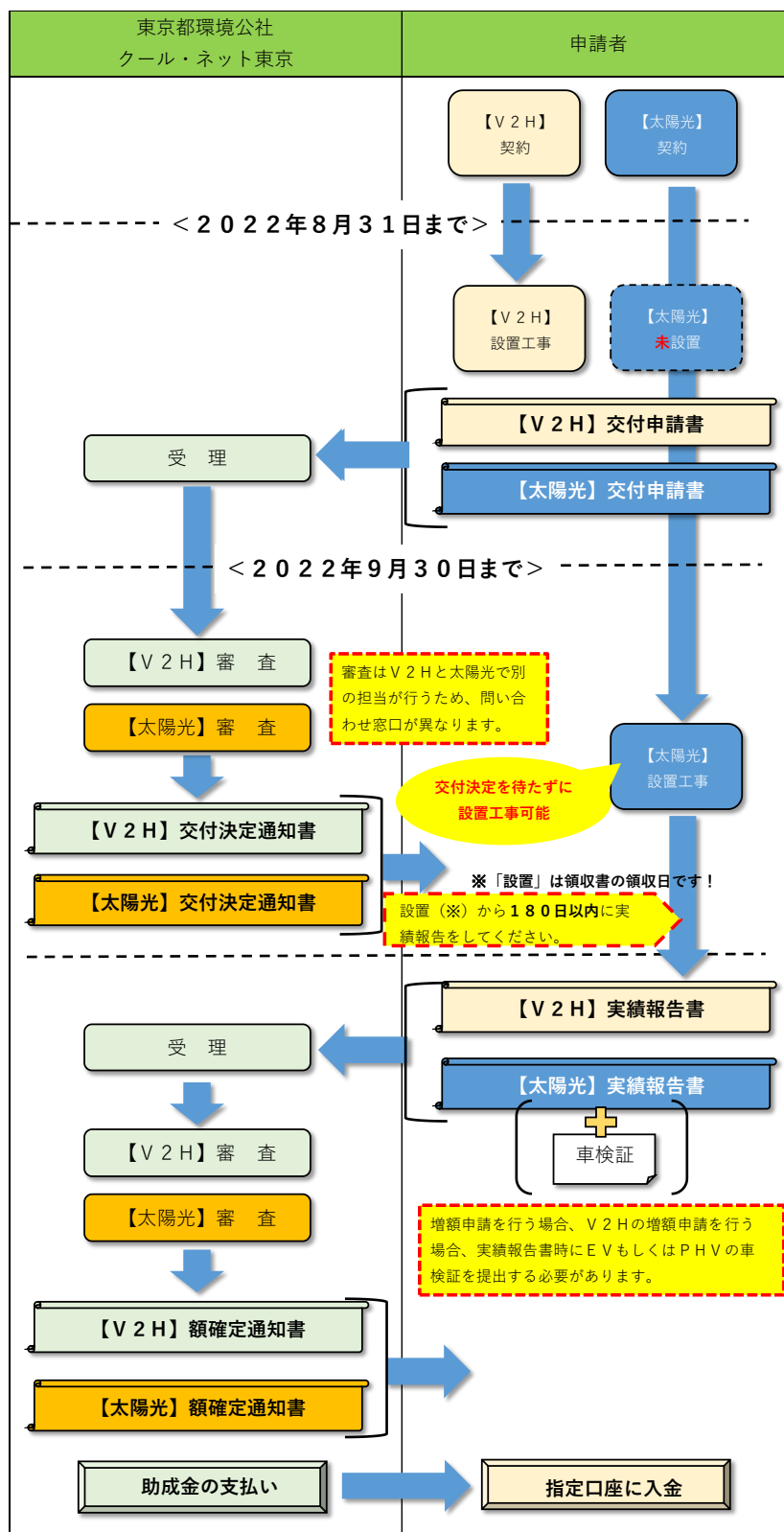


申請パターン：E-1

2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを契約済みで、V2Hは設置済み、太陽光発電システムは設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。

太陽光発電システムの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

太陽光発電システム設置完了後、V2Hと併せて実績報告書をご提出ください。

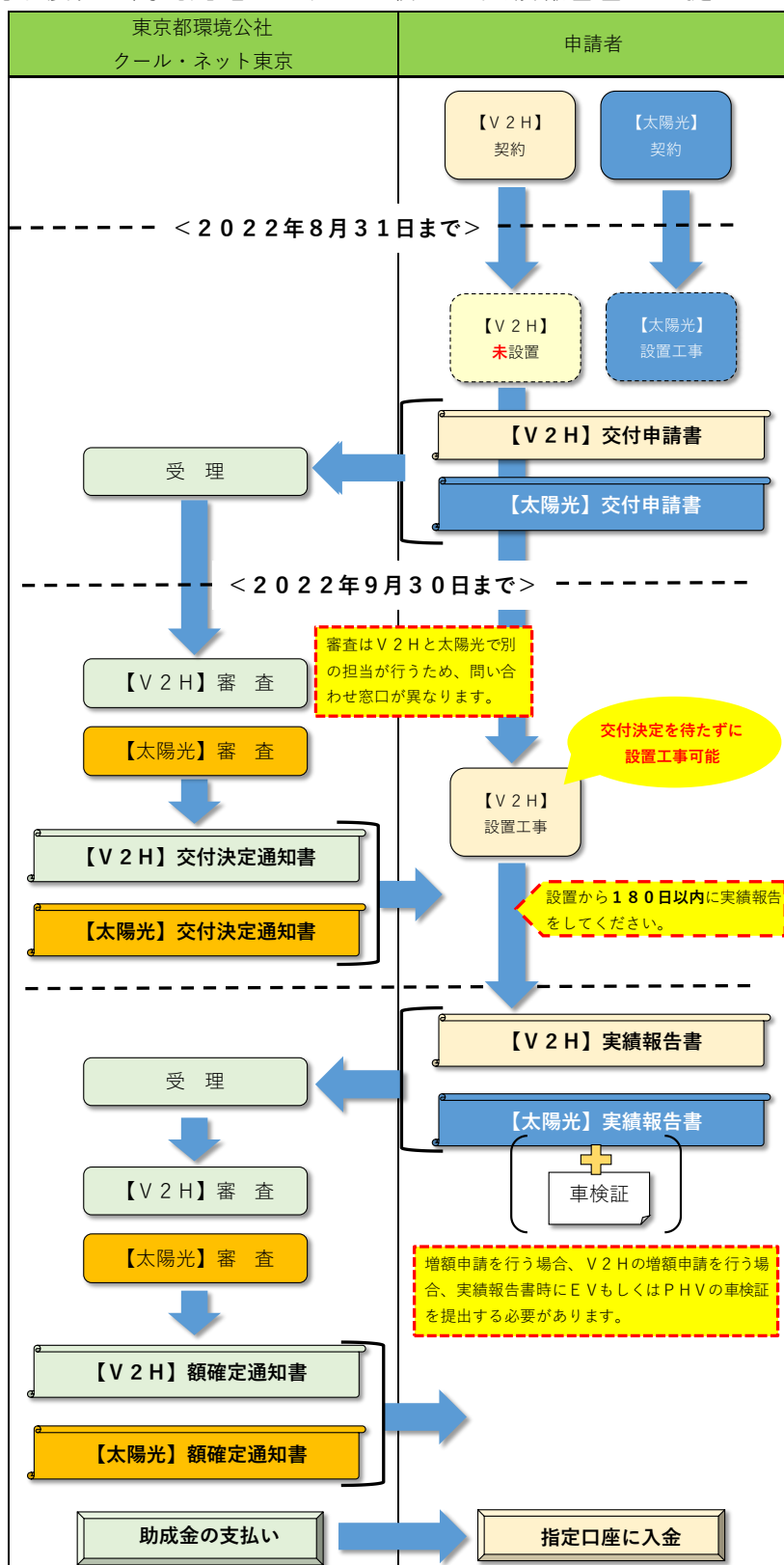


申請パターン：E-2

2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを契約済みで、太陽光発電システムは設置済み、V2Hは設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。

V2Hの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H設置完了後、太陽光発電システムと併せて実績報告書をご提出ください。

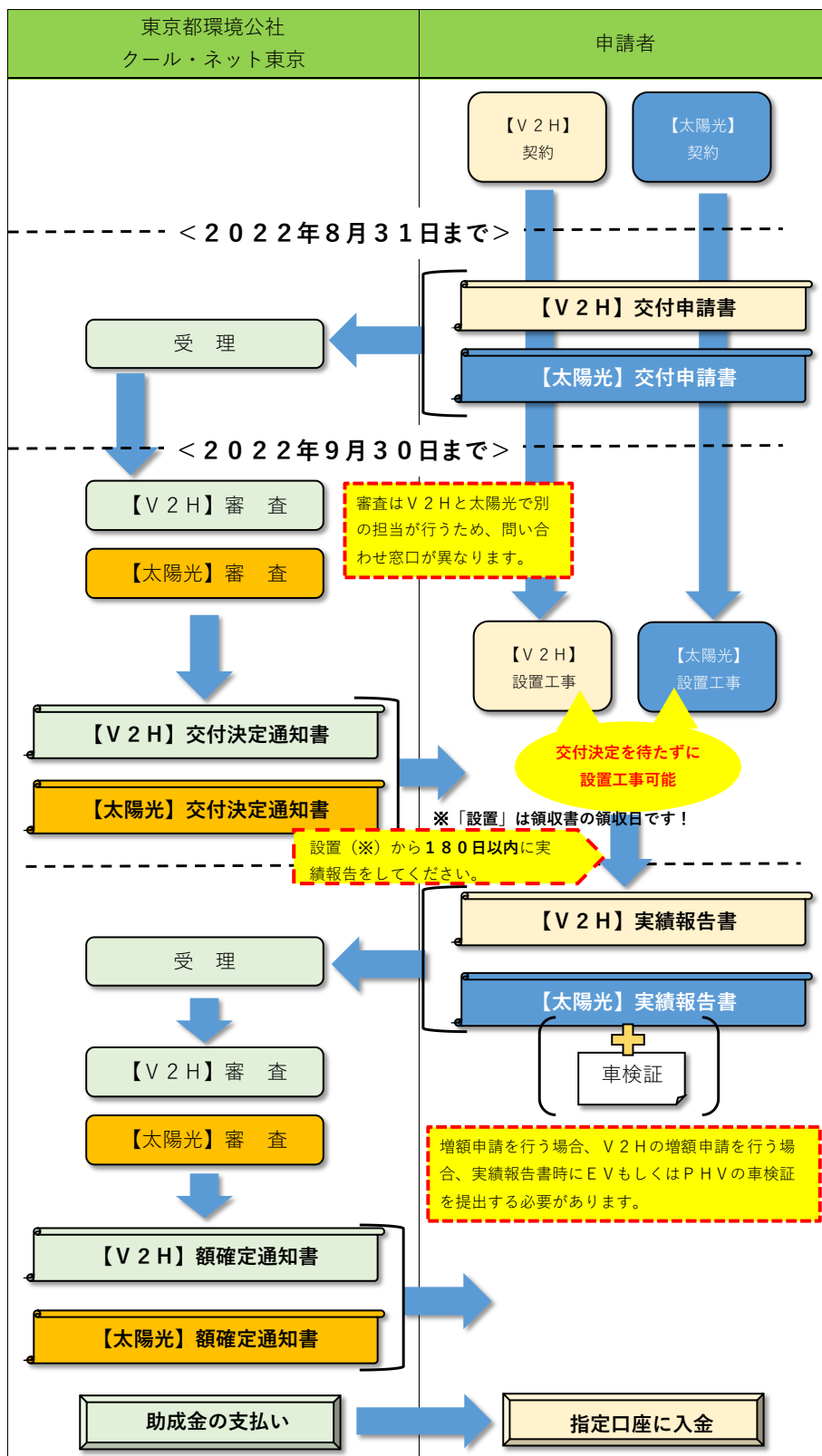


申請パターン：F

2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを契約済み、設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。

V2H及び太陽光発電システムの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H及び太陽光発電システム設置完了後、実績報告書をご提出ください。

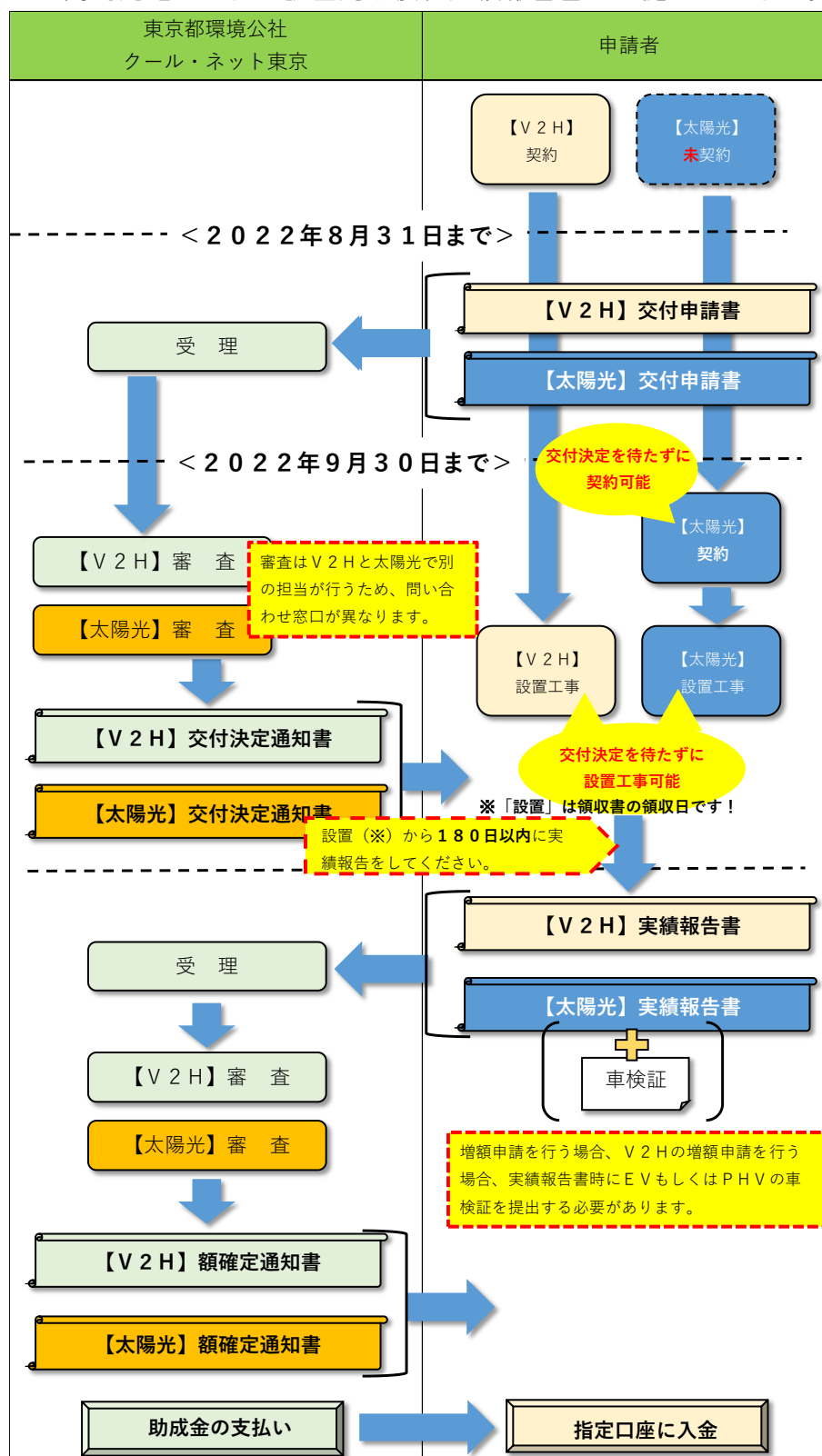


申請パターン：G-1

2022年8月31日までの間に、V2Hは契約済みで、V2Hと同時申請する太陽光発電システムが未契約の場合、2022年9月30日までに両方の交付申請書をご提出ください。

V2Hの設置、太陽光発電システムの契約及び設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H及び太陽光発電システム設置完了後、実績報告書をご提出ください。

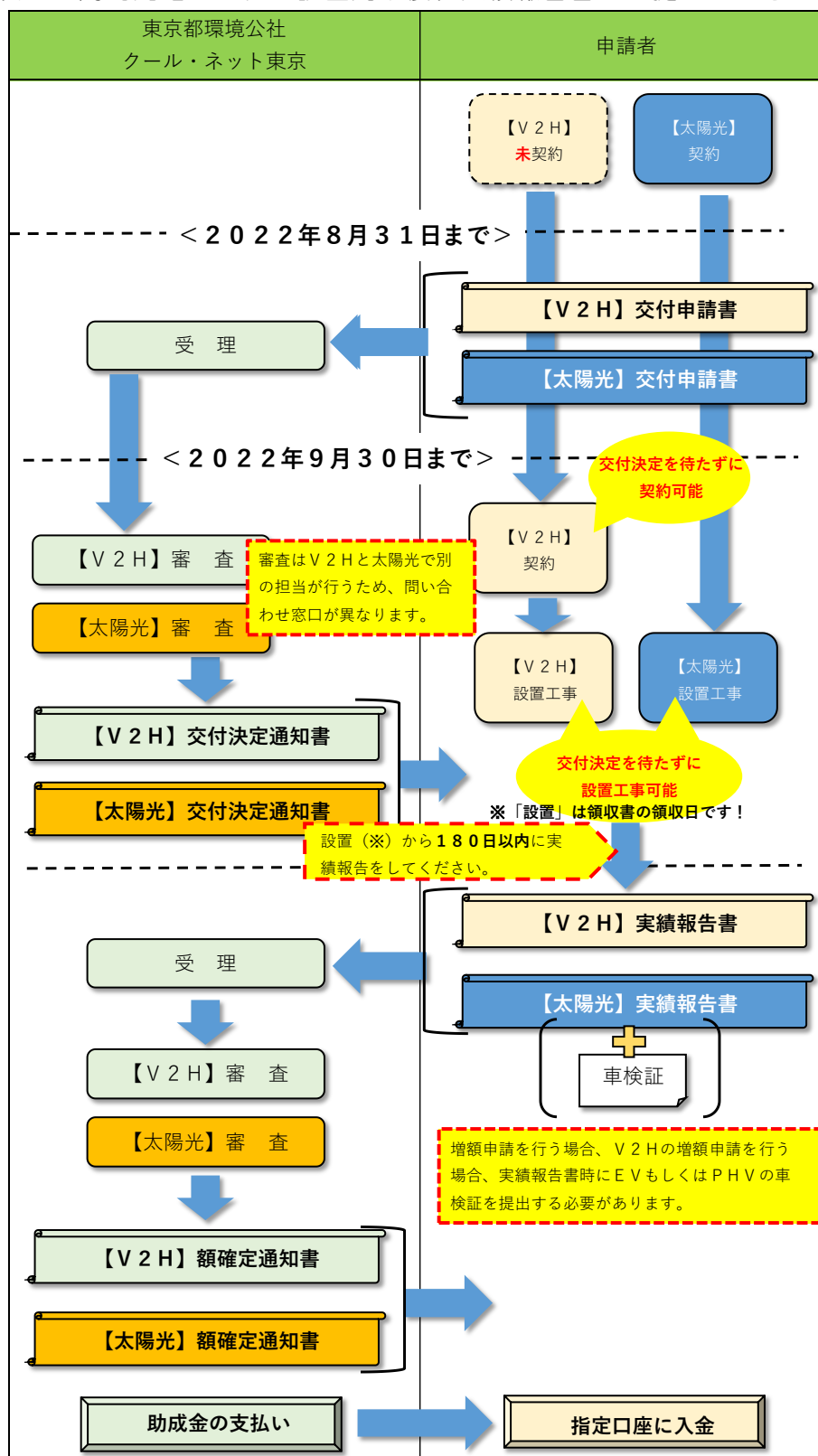


申請パターン：G-2

2022年8月31日までの間に、太陽光発電システムは契約済みで、太陽光発電システムと同時申請するV2Hが未契約の場合、2022年9月30日までに両方の交付申請書をご提出ください。

V2Hの契約及び設置、太陽光発電システム設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H及び太陽光発電システム設置完了後、実績報告書をご提出ください。

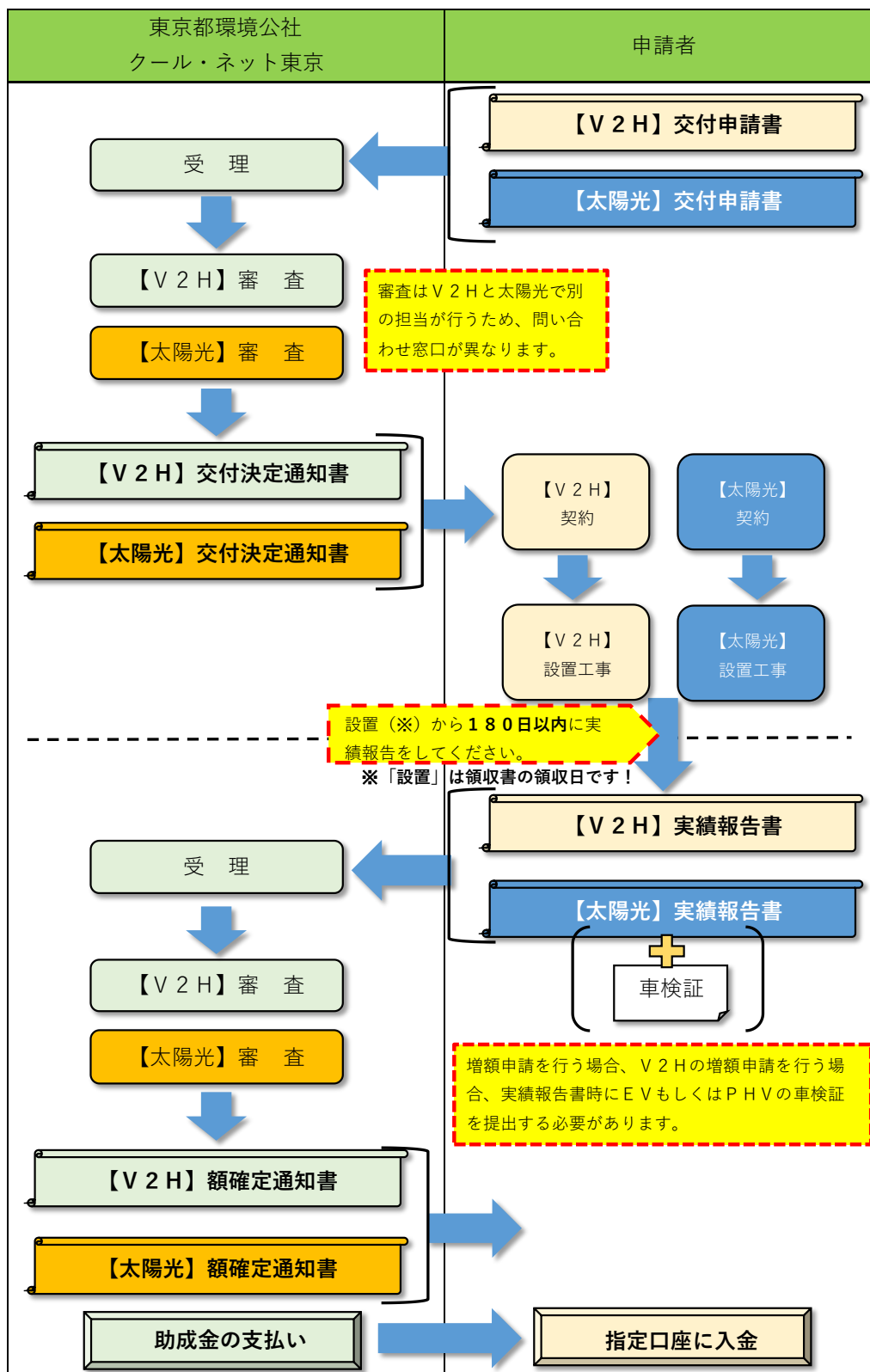


申請パターン：H-1

【交付決定後に契約、設置工事を行う場合】

パターンD～Gを除き、V2H及び太陽光発電システム設置に係る売買契約やリース契約は交付決定後（クール・ネット東京から送付する交付決定通知書に記載の通知日以降）に締結してください。

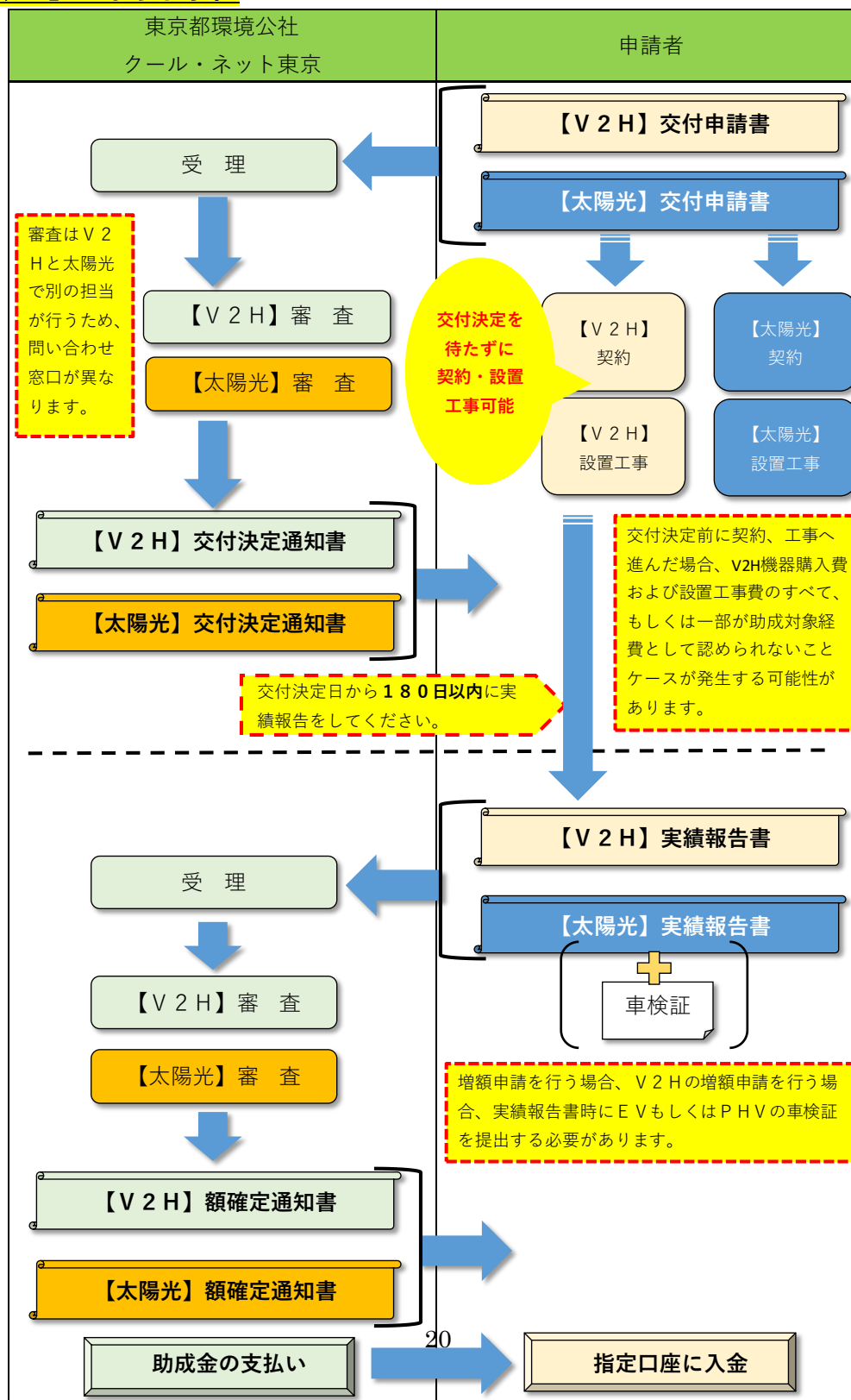
従って、売買契約前にクール・ネット東京へ交付申請書をご提出いただき、交付決定通知書の受領後に売買契約等の締結及び設置工事を開始してください。



申請パターン：H-2

【交付決定前に契約、設置工事を行う場合】

パターンD～Gを除き、V2H及び太陽光発電システム設置に係る売買契約やリース契約は**交付申請後（公社が受付をした日※以降）**に締結してください。交付決定を待つ必要はありませんが、交付決定前に契約、工事へ進んだ場合、V2H及び太陽光発電システム機器購入費（V2Hは設置工事費も）のすべて、もしくは一部が助成対象経費として認められないことケースが発生する可能性がありますので、その点にご留意ください。**※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。**



2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

助成対象者の種別及び要件

種別	要件
①個人	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅（※）に設置する個人
②事業者	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅（※）に設置する事業者
③リース事業者	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、当該V2Hをリース契約により上記①②に対して貸与するリース事業者 ・ 当該V2Hを貸与され使用している上記①②と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

（※）戸建住宅

「戸建住宅」とは、建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」の表記があるものとし、主たる用途が併記されている場合は種類によって認められるケースがございます。（※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問い合わせください。）

* 建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅・共同住宅」「居宅・集合住宅」など助成対象にならないケースがございます。

* 集合住宅、事務所・工場等へのV2Hの設置については、別途実施している「充電設備導入促進事業」をご参照ください。

以下のURLで事業のご案内をしています。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）

V2H

- 令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間に都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。
- 中古品でないこと。
- 助成対象者が都内の戸建住宅に設置日から継続して設置し、使用するV2Hであること。
- 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。
※本助成金において、都のV2H以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の受給の制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。
- 設置された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種になっていること。
※対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

対象機種はこちら

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

$$\text{助成対象経費} = \text{V2H本体の実際の購入費} + \text{設置に係る工事費}$$

助成対象経費のポイント

全体	1	公社が必要かつ適切と認めたもの																									
	2	助成対象経費は、<u>助成金交付申請後に(※)</u>、助成対象機器等の売買契約又はリース等の契約を締結するものに限りします。 ※V2Hの契約は、<u>交付決定を待つ必要はありません</u>。交付申請後（公社が受付をした日※以降）であれば契約、設置工事に進んでいただいて構いません。ただし、その場合、V2H 機器購入費および設置工事費のすべて、もしくは一部が助成対象経費として認められないケースが発生する可能性がありますので、その点ご注意ください。 ※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。																									
本体購入費	3	本体購入費における助成対象経費は、原則CEV補助対象機器一覧に掲載された「センター承認本体価格（円）」を上限とします。																									
	4	本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。																									
設置工事費	5	設置工事費について必ず適正価格にしてください。明らかに金額が多額の場合、助成対象にならない場合があります。また、調査・確認のうえ、悪質と判断した場合、虚偽申請とみなし、今後“公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの”となる可能性があります。																									
	6	設置工事費に含める工事の項目は、令和4年度CEV補助金（V2H充放電設備）業務実施細則の別表7の「設置場所区分が個人宅の場合」に記載された項目に従います。 ▼令和4年度CEV補助金（V2H充放電設備）業務実施細則の別表7の「設置場所区分が個人宅の場合」抜粋 <table><tr><td>1</td><td>基礎工事</td></tr><tr><td>2</td><td>据付工事</td></tr><tr><td>3</td><td>本体搬入費</td></tr><tr><td>4</td><td>電気配線工事</td></tr><tr><td>5</td><td>配管工事</td></tr><tr><td>6</td><td>ブレーカー設置工事</td></tr><tr><td>7</td><td>切替開閉器設置工事</td></tr><tr><td>8</td><td>開閉器盤設置工事</td></tr><tr><td>9</td><td>雑材・消耗品、養生費</td></tr><tr><td>10</td><td>レイアウト検討費</td></tr><tr><td>11</td><td>電力会社協議費</td></tr><tr><td>12</td><td>小屋設置工事</td></tr><tr><td>13</td><td>離島への運搬費</td></tr></table> 右表に加え、東京都では、設置に係る付属品（通信ケーブルや通信アダプター等）が設置工事費に含まれます。 ただし以下の費用は設置工事費に含めません。 ・廃材処理費 ・諸費用や諸経費 ・労務費 など	1	基礎工事	2	据付工事	3	本体搬入費	4	電気配線工事	5	配管工事	6	ブレーカー設置工事	7	切替開閉器設置工事	8	開閉器盤設置工事	9	雑材・消耗品、養生費	10	レイアウト検討費	11	電力会社協議費	12	小屋設置工事	13
1	基礎工事																										
2	据付工事																										
3	本体搬入費																										
4	電気配線工事																										
5	配管工事																										
6	ブレーカー設置工事																										
7	切替開閉器設置工事																										
8	開閉器盤設置工事																										
9	雑材・消耗品、養生費																										
10	レイアウト検討費																										
11	電力会社協議費																										
12	小屋設置工事																										
13	離島への運搬費																										

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（１）通常の助成金額

- 助成対象経費の2分の1の額とします。
- 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。
- ただし、上限を50万円とします。
- 千円未満は切捨てます。

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times 1/2 - \text{国等の補助金}$$

（千円未満切捨て 上限50万円）

★助成額シミュレーション

【国補助なし】

（万円）

助成対象経費				都補助額
本体	工事	計	1/2	
55	40	95	47.5	47.5
70	40	110	55	50

【国補助あり】

（万円）

助成対象経費				国			都補助額	国＋都
本体	工事	計	1/2	本体	工事	計		
55	40	95	47.5	27.5	40	67.5	0※	67.5
70	40	110	55	30	20	50	5	55

※都補助額が「0」となるケースにおいては申請できません。ただし、太陽光発電システムと同時設置、同時申請の場合、V2Hは0円でもご申請いただけます。V2H助成金額0円の交付申請書と、太陽光発電システムの交付申請書をご提出ください。

【注意】

交付要綱第16条（助成事業の変更）で規定している通り、交付決定後の助成対象経費および交付決定額の増額、また補助率の増率は認められません。

国補助額については、受給見込みがある場合には必ず計算に含めてください。

ただし、V2H納期遅れ等により国の実績報告に間に合わないといったような国補助を受給できない見込みの場合には、国補助については、記載しないで申請することも可能です。

しかし、国の実績報告に間に合い、国補助を受給した場合には、東京都の実績報告時には必ず計算に含めるようお願いします。

(2) 増額申請

- V2H設置後の**実績報告時**に P6 および次ページに記載した要件を満たした**「太陽光発電システム」及び「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有**している場合に増額申請が可能です。**助成対象経費の全額**とします。
- 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、**助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額**とします。
- ただし、上限を100万円とします。
- 千円未満は切捨てます。

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times 10 / 10 - \text{国等の補助金}$$

(千円未満切捨て 上限100万円)

★助成額シミュレーション

【国補助なし】

(万円)

助成対象経費				都補助額
本体	工事	計	10/10	
55	40	95	95	95
70	40	110	110	100

【国補助あり】

(万円)

助成対象経費				国			都補助額	国+都
本体	工事	計	10/10	本体	工事	計		
55	40	95	95	20	20	40	55	95
70	40	110	110	40	30	70	40	110

※都補助額が「0」となるケースにおいては申請できません。ただし、太陽光発電システムと同時設置、同時申請の場合、V2Hは0円でもご申請いただけます。V2H助成金額0円の交付申請書と、太陽光発電システムの交付申請書をご提出ください。

【注意】

交付要綱第16条(助成事業の変更)で規定している通り、交付決定後の助成対象経費および交付決定額の増額、また補助率の増率は認められません。

国補助額については、受給見込みがある場合には必ず計算に含めてください。

ただし、V2H納期遅れ等により国の実績報告に間に合わないといったような国補助を受給できない見込みの場合には、国補助については、記載しないで申請することも可能です。

しかし、国の実績報告に間に合い、国補助を受給した場合には、東京都の実績報告時には必ず計算に含めるようお願いします。

【増額申請要件】

V2H実績報告書提出時に、以下の要件を満たす「太陽光発電システム」と「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有している場合、増額申請ができます。

● 太陽光発電システム

- 発電出力が50kW未満であること
- 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。
- 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。
- 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

【提出書類例】

- ・ 出力対比表
- ・ 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）
- ・ 接続契約のご案内（写し）
- ・ 系統連系協議依頼書の控え（写し）
- ・ 直近の太陽光の買電明細（助成対象機器の領収日より前のもの）（写し）など

● EVもしくはPHV

- 自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。

【提出書類】

- ・ 車検証

● V2H

- 助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

【提出書類例】

- ・ 保証書など

(交付要綱別表第2)

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

3 交付申請

3.1 交付申請手続き（交付要綱第8条参照）

（1）申請書類

助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力を行ってください。

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者（所有者）	第二欄 申請書類
(a) 個人または事業者である所有者	1. 電気自動車等の普及促進事業 助成金交付申請書（個人・法人用）【第1号様式その1】 2. 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類
(b) 個人または事業者に貸与する貸与者 （リース等の事業者等との共同申請）	1. 電気自動車等の普及促進事業 助成金交付申請書（共同申請用）【第1号様式その2】 2. 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類

※太陽光発電システムに関する交付申請を行う場合は、V2Hの交付申請と同時に提出してください。V2Hの助成金額が国等の補助金併用で0円になっても申請可能です。V2H助成金額0円の交付申請書と同時に太陽光発電システムの交付申請書を提出してください。

※交付申請後（**公社が受付をした日※以降**）であれば、V2H及び太陽光発電システムの契約を行うことが可能です。ただし、その場合、**V2H 機器購入費および設置工事費のすべて、もしくは一部が助成対象経費として認められないケースが発生する可能性**がありますので、その点ご注意ください。

※「**公社が受付をした日**」は「**交付申請書が公社に到着した日の翌営業日**」となります。

（2）申請受付期間

本事業は、令和6年度まで実施しますが、助成金交付申請書の受付は年度ごとに期間を設けて行います。本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

令和4年度助成金交付申請書 受付期限：令和5年3月31日（金）17時公社必着

（3）予算規模

- ・ 337 億円（令和 4 年度分）

予算額は、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の総額です。

※ 公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

3.2 手続代行者（交付要綱第 9 条、第 10 条参照）

助成対象者は、本手引き 21 ページ「3. 1 交付申請手続き」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- ※ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある 際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- ※ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

3.3 助成金の交付決定（交付要綱第 11 条参照）

公社は、本手引き 21 ページ「3. 1 交付申請手続き」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたとき は、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- ※ 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛となります。対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- ※ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- ※ 助成対象機器の V2H が助成要件を満たさず助成対象外となった場合、上乗せ補助となる太陽光発電システムも対象外となります。

※ 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して7日以内に、申請の撤回をすることができます。（第4号様式）（助成金交付要綱第13条参照）一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

3.4 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第12条を参照してください。

（1）補助金の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金に交付を重複して受給しないこと。

国及び区市町村の補助金については併給可能です。

（2）実績報告

4.1 で定める時期に実績報告書の提出を行うこと。

（3）増額申請要件の継続

増額申請を行う場合、実績報告時までその要件を満たし、また助成金受給後も処分制限期間の間、継続してその要件を満たすこと。

（4）現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象機器から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請書に記載されている〈誓約事項〉を必ずご確認ください。）

（5）公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

（6）安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態でないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

(7) 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。

また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

3.5 申請書の作成、提出について

申請書類や添付書類は、「郵送」での提出と「電子申請フォーム」での提出のいずれかをご選択いただけます。

太陽光発電システムの単独申請（V2H既設）についても提出方法、提出先は以下となります。

(1) 郵送での提出

(1)－1 申請書の送付先

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階

東京都地球温暖化防止活動推進センター

都市エネ促進チーム 戸建てV2H担当宛

(1)－2 注意事項

- 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷をお願いします。（両面印刷は不可）
- 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- 申請書類は、受付期間外に公社に到着したものは受付しません。
- 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。（郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。）

- 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- 太陽光発電システムの申請がある場合はV2Hシステムの申請書と同封してください。
- 封筒の表に、「電気自動車等の普及促進事業（V2H） 交付申請書必要書類在中」と赤字で記入してください。

（２）電子申請フォームでの提出

（２）－１ 電子申請フォームURL

下記クール・ネット東京 HP に、交付申請用の電子申請フォームのURLを掲載しています。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h/v2h-form>

（２）－２ 注意事項

- 助成対象者ごとに申請フォームが異なります。
- 助成対象者(＝対象機器の購入者(所有者))をご確認の上、該当の申請フォームへお進みください。
- 代行で申請を行う場合は、助成対象者が当てはまる区分を選択してください。
- 太陽光発電システムを申請する場合は、別のフォームになります。
- V2Hの申請終了後、太陽光の web フォームの入力をしてください。
- 同時申請とみなすのは、V2Hの申請後 24 時間以内とします。

4 申請の撤回について

4.1 申請の撤回（交付要綱第 13 条参照）

交付決定を受けた被交付者は、交付決定通知書を受領した翌日から起算して7日以内に「交付申請撤回届出書」（第4号様式）を提出することで、申請を撤回することができます。

オンライン申請の場合は、撤回届出書様式に必要な項目を入力の上「変更申請フォーム」に添付してください。

なお、撤回した交付申請に関して再度申請することはできません。

【交付申請撤回届出書（第4号様式）】

第4号様式（第13条関係）		作成日	年	月	日
公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿					
電気自動車等の普及促進事業（V2H） 助成金交付申請撤回届出書					
令和____年____月____日付____都環公地温第____号で交付決定を受けた事業について、電気自動車等の普及促進事業（V2H）第13条第1項の規定に基づき、助成金交付申請の撤回を届け出ます。					
記					
（申請者）					
交付決定番号※1					
対象機器設置場所住所					
所有者住所					
フリガナ					
申請者氏名					
電話番号					
メールアドレス					
撤回の理由					
撤回された交付申請に係る機器型番及び交付決定額					
(1) 機器型番					
(2) 助成金交付決定額					

5 申請者の情報の変更について

5.1 被交付者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 15 条参照）

交付申請時に申請した被交付者（＝申請者）の情報が変更となる場合、「被交付者情報の変更届出書」（第 5 号様式）を提出してください。オンライン申請の場合は、変更届出書様式に必要な項目を入力のうえ「変更申請フォーム」に添付してください。

なお、交付申請書（4/4）誓約事項（16）に記載の通りの対応となりますので、変更後は速やかにご提出ください。

【誓約事項（16）】

申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類（公社に返送されたものは除きます。）は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。

【変更内容】

申請者種別	変更内容
個人	氏名、住所
法人	名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
管理組合	名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

【被交付者情報の変更届出書（第 5 号様式）】

第 5 号様式（第 15 条関係）作成日 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者の氏名

電気自動車等の普及促進事業（V2H）
被交付者情報の変更届出書

令和 年 月 日付 都農公地第 号で交付決定を受けた事業について、電気自動車等の普及促進事業（V2H）第 15 条の規定に基づき、被交付者情報の変更を届け出ます。

記

交付決定番号（※ 1）

フリガナ

申請者氏名

※ 2

変更後

申請者住所（法人/管理組合住所）

フリガナ

申請者氏名（法人/管理組合名）

法人代表者氏名

電話番号

対象機器を設置する住宅の住所

変更前

申請者住所（法人/管理組合住所）

フリガナ

申請者氏名（法人/管理組合名）

法人代表者氏名

電話番号

対象機器を設置する住宅の住所

変更理由

変更日（※ 3）年 月 日

(※ 1) 交付決定番号がない場合は、併記してください。

(※ 2) 変更が生じた項目について、該当する新田それぞれの枠内にチェックを入れ、必要な情報を記入してください。

(※ 3) 転出届出日、商号変更登記日、事業所移転登記日等を記載してください。

(注 1) この様式は、助成金交付決定日から法定耐用年数 6 年間の期間までに、対象機器等の所有者の氏名、住所等の変更が生じた場合に、速やかに提出してください。

(注 2) 所有者の氏名・住所、所有法人の名称・代表者の氏名及び主たる事業所に変更が生じた際は、所有者の本人確認書類（個人申請・運転免許証等の写し、法人申請・実印証明書の写し）を提出してください。ただし、住所を移動することなく、町名変更等により所有者の住所が変更となった場合は、氏名証明書を提出する住所変更の決定通知書を提出することができます。

(注 3) 設置場所を変更した場合、設置場所住所が確認できる書類（登記簿謄本等）を提出してください。

(注 4) 別途、設置場所（対象機器からの電力を使用する建物）が住宅であることの確認書類を添付する必要があります。

(注 5) この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

6 助成事業の変更について

6.1 助成事業の変更（交付要綱第16条参照）

「3. 3 助成金の交付決定」により交付決定した申請機種の型式変更及び助成対象経費の変更について、新製品の販売等により異なる型式の機器を設置した場合は、実績の報告時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。

型式の変更が認められるのは、以下の場合です。

- ✓ 「3. 1 交付申請手続き」による助成金申請金額を上回らない範囲である。

交付決定金額の増額は承認しません。

※交付決定通知書に記載の助成対象経費の増額、交付決定補

助率の増率及び交付決定額の増額は承認しません。

※助成対象経費を変更する場合は、内訳の変更及び減額に限

ります。

- ✓ 本事業の助成対象機種である。

7 実績報告

7.1 実績の報告（交付要綱第20条参照）

（1）報告書類

助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力を行ってください。

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者（所有者）	第二欄 申請書類
(a) 個人または事業者である所有者	1. 電気自動車等の普及促進事業 助成金交付実績報告書（個人・法人用）【第2号様式その1】 2. 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類
(b) 個人または事業者 に貸与する貸与者 （リース等の事業者等との共同申請）	1. 電気自動車等の普及促進事業 助成金交付実績報告書（共同申請用）【第2号様式その2】 2. 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類

（2）実績報告受付期間

実績報告は、対象機器を設置後（★）もしくは交付決定後、以下の日までに提出してください。

★設置日について（交付要綱第2条参照）

本事業における設置日とは、V2Hの購入の事実を証明する書類（領収書等）に記載された領収日を、V2Hの設置日とみなします。

① 公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するもの

- 助成対象機器を設置した日（領収日）から 180 日を経過する日又は令和7年9月30日のいずれか早い日まで

※設置日が複数ある場合には、いずれか遅い日とする。以下同じ。

② 交付申請後で公社が交付決定をする日より前に、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するもの

次のいずれか早い日まで

- 助成対象機器を設置した日（領収日）又は交付決定日のいずれか遅い日

から 180 日を経過する日

➤ 令和 7 年 9 月 30 日

③ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに助成対象機器の売買契約
やリース契約が締結されたもの

(ア) 助成金交付申請時に既に設置されているもの

➤ 助成金交付申請を行う日と同じ日

(イ) 助成金交付申請時にまだ設置されていないもの

➤ 助成対象機器を設置した日から 180 日を経過する日又は令和 7 年
9 月 30 日のいずれか早い日まで

7.2 助成金の確定及び助成金の交付（交付要綱第 21 条参照）

公社は、本手引き 35 ページ「7.1 実績の報告」により実績報告を受けた後、当該実績報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金額を確定します。

本助成金額の確定後、助成事業者に対して助成金確定通知書を送付し、助成金を支払います。

※ 助成金の確定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成事業者宛てとなります。対象機器の設置場所が助成事業者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

7.3 実績報告書の作成、提出について

実績報告書や添付書類は、「郵送」での提出と「電子申請フォーム」での提出のいずれかをご選択いただけます。

太陽光発電システムの単独申請（V2H 既設）時の実績報告についても提出方法、提出先は以下となります。

（１）郵送での提出

（１）－１ 実績報告書の送付先

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 9 階

東京都地球温暖化防止活動推進センター

都市エネ促進チーム 戸建て V2H 担当宛

（１）－２ 注意事項

➤ 実績報告書様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷をお願いします。

（両面印刷は不可）

➤ 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をし

て下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

- 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- 実績報告書類は、受付期間外に公社に到着したものは受付しません。
- 原則として、実績報告書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で実績報告書類の到着の確認をお願いいたします。（郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。）
- 同時に複数件報告する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 報告ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、報告数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- 太陽光発電システムの実績報告がある場合はV2Hシステムの実績報告書と同封してください。
- 封筒の表に、「電気自動車等の普及促進事業（V2H）実績報告必要書類
在中」と赤字で記入してください。

（２）電子申請フォームでの提出

（２）－１ 電子申請フォームURL

下記クール・ネット東京 HP に、実績報告用の電子申請フォームのURL を掲載しています。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h/v2h-form>

（２）－２ 注意事項

- 助成対象者ごとに申請フォームが異なります。
- 助成対象者（＝対象機器の購入者（所有者））をご確認の上、該当の申請フォームへお進みください。
- 代行で申請を行う場合は、助成対象者が当てはまる区分を選択してください。
- 太陽光発電システムを申請する場合は、別のフォームになります。
- V2Hの申請終了後、太陽光の web フォームの入力をしてください。
- 同時申請とみなすのは、V2Hの申請後 24 時間以内とします。
- 遡及対応によって交付決定通知書受領前に実績報告を行う場合は、紙での実績報告書作成、提出をお願いします。

8 管理、譲渡等の報告等

8.1 財産の管理（交付要綱第22条参照）

被交付者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとってください。

8.2 被交付者の地位承継（交付要綱第17条、第18条参照）

（1）一般承継による被交付者の地位承継

法定耐用年数の期間内に、「一般承継」（＝対象機器が相続、法人の合併や分割）によって被交付者の地位承継があった場合には「一般承継による被交付者の地位承継届出書（第6号様式）」を提出しなければなりません。

また、地位承継を辞退する場合は、「一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書」（第7号様式）を提出してください。

その後の処理は、本助成金が支払われているかどうかで異なります。

① 本助成金支払い前

辞退の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し、辞退を承認のうえ、「一般承継による被交付者の地位承継辞退承認通知書」（第8号様式）で辞退者へ通知します。

② 本助成金支払い後

辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、「一般承継による被交付者の地位承継辞退承認通知書」（第8号様式）で辞退者に承認を通知します。

（2）契約等による被交付者の地位承継

法定耐用年数の期間内に、「契約等」（＝一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等）によって被交付者の地位承継があった場合には「契約等による被交付者の地位承継届出書（第9号様式）」を提出しなければなりません。

地位承継の申請を受け、承認する場合は「契約等による被交付者の地位承継承認通知書」（第10号様式）で承継者へ通知します。

一方で、承認しない場合は「契約等による被交付者の地位承継不承認通知書」（第11号様式）で承継しようとする人に通知します。

◆住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（交付要綱第18条 4参照）

（ア）助成事業者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）である場合、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象

機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 12 号様式）を公社に提出してください。

(イ) (ア) の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。

(ウ) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に（イ）に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

9 助成事業の廃止について

9.1 助成事業の廃止（交付要綱第19条参照）

申請者は、助成事業をその完了前（交付決定したV2Hの設置完了前）に廃止しようとする場合、速やかに「助成事業廃止届出書」（別記第12号様式）を提出してください。オンライン申請の場合は、廃止届出書様式に必要項目を入力の上「変更申請フォーム」に添付してください。

クール・ネット東京では、提出された廃止届出書の内容を審査し、廃止理由等を妥当と認めた場合に、当該事業の廃止を承認します。

【助成事業廃止届出書（別記第12号様式）】

第12号様式（第19条関係）	
作成日 年 月 日	
公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿	
住所	
名称	
代表者の 職・氏名	
電気自動車等の普及促進事業（V2H） 助成事業廃止届出書	
令和 年 月 日付 都環公地温第 号で交付決定を受けた事業について、電気自動車等の普及促進事業第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
交付決定番号	
対象機器設置場所住所	
申請者住所 (法人住所)	
フリガナ	
申請者名 (法人名)	
廃止の理由	

10 財産の処分

10.1 財産の処分（交付要綱第23条参照）

被交付者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

（１）処分の例

助成金を受領した V2H には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します

処分の例	処分の基準日
対象となるV2Hの廃棄	V2Hの廃棄日
対象となるV2Hの譲渡・貸与	V2Hの引渡日
V2Hのリース契約満了・途中解約・承継による使用者変更	リース契約終了日
本助成金の交付の目的に反する使用 本助成金の要件を満たさなくなる 等	個別に公社が指定

（２）処分制限期間（交付要綱別表第4参照）

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
V2H	6年（72ヶ月）

※処分制限期間は、設置日（★）から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

★設置日について（交付要綱第2条参照）

本事業における設置日とは、V2Hの購入の事実を証明する書類（領収書等）に記載された領収日を、V2Hの設置日とみなします。

（３）処分の手続き

被交付者は、処分制限期間が経過するまで、助成事業により取得した助成対象機器の処分をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければなりません。

処分の承認を得るために被交付者は「取得財産等処分承認申請書」（第16号様式）を公社に提出してください。

その後の処理は、本助成金が支払われているかどうかで異なります。

① 本助成金支払い前

処分承認の申請を受けた場合は、処分を承認のうえ、「取得財産等処分承認通知書」（第 17 号様式）で被交付者へ通知します。

② 本助成金支払い後

被交付者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた被交付者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、「取得財産等処分承認通知書」（第 17 号様式）で被交付者に承認を通知します。

11 交付決定の取消し

11.1 交付決定の取消し（交付要綱第 24 条参照）

公社は、被交付者が以下の①～③のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。取り消しをした場合、「助成金交付決定取消通知書」（第 18 号様式）で被交付者へ通知します。

- ① 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- ② 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- ③ 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

12 助成金の返還

12.1 違約加算金（交付要綱第 26 条参照）

公社は、交付決定の取消しを行った場合、被交付者に対し返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

12.2 助成金の返還（交付要綱第 25 条参照）

公社は、被交付者に対し、交付決定の取消しを行った場合で、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。

請求金額には前項の違約加算金も課されます。

12.3 延滞金（交付要綱第 27 条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求した場合で、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

13 他の助成金等の一時停止

13.1 他の助成金等の一時停止（交付要綱第28条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

14 申請様式の記載例

様式内にも青文字や※で注意事項が記載されています。それらをよくご確認ください、申請書の作成をお願いします。

14.1 【交付申請書】第1号様式（個人・法人申請用） 一記入例

第1号様式(交付申請書)その1 (1/4)

個人・法人用

リース等の共同申請者がいる場合は、様式が異なります。

公益財団法人東京環境公社

リースの場合は様式が異なります（第1号様式その2）ので、ご注意ください。

申請受付番号

記入日 西暦 2022 年 7 月 15 日

**電気自動車等の普及促進事業助成金交付申請書
(2022年4月1日以降に設置したV2H)**

公益財団法人東京環境公社が定める「電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

本申請様式は「2022年4月1日以降」に設置するV2H用です。

1 申請者

申請者に関する情報を証明するため、個人の場合は運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者本人確認書類、法人の場合は、法人申請者の実在証明書類を提出してください。

このため、本欄記入事項と申請者本人確認書類または実在証明書類とを一致していることを確認してください。

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、交付決定通知を行います。

申請者氏名 または 法人名	フリガナ トウキョウ タロウ 東京 太郎	電子メールアドレス (任意)	XXXX-XXXX
法人 代表者役職名 (法人のみ)		法人 代表者氏名 (法人のみ)	申請者住所は都外でも構いません。住居表示による住所で、ご提出いただく本人確認書類と一致させてください。
申請者住所	〒 163 - 0810 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入) 東京 都道府県 新宿 区市町村 〇〇1-2		

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

2 手続き代行者

申請者以外が手続きを代行する場合は、以下枠線内も記入してください。

◆その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者にお願いします。

手続代行者がいる場合にご記入ください。都外の会社でも構いません。

法人名	環境エネルギー販売株式会社	担当者電話番号	03-1234-XXXX
会社または拠点の 代表者	役職名 東京店長	電子メールアドレス	@ △△△.co.jp
担当者部署名	販売課	氏名	環境 一郎
担当者住所	〒 111 - XXXX 東京 都道府県 △△ 区市町村 △△3-4-5	担当者名	環境 二郎

3 対象機器設置場所に関する情報

都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の見積書等に記入のある設置住所と一致していることを確認してください。

対象機器を 設置する建物の住所	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。	
	☒ 助成申請者の住所と同じ	☐ その他(下記に住所記
	助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。	
	〒	(都内の戸建住宅に限られます。)
	東京 都	区市町村

V2Hを設置する建物（東京都内の戸建住宅のみ）の住所を記入してください。助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。

4 増額申請の有無

該当する方にチェック（✓）を入れてください。

確認事項	☒	増額申請をしない(補助率1/2(上限50万円)で申請する)※1 ⇒ 9(1)へ入力
	☐	増額申請をする(補助率10/10(上限100万円)で申請する)※2 ⇒ 9(2)へ入力

※1 補助率1/2で申請し交付決定した後に、補助率10/10に変更することはできません。

※2 増額申請をする場合は、実績報告時に条件（※3）を満たしていることを必ず増額条件、注意事項を確認のうえ、増額申請を行うかどうかチェックしてください。

条件は以下のとおりです。（交付要綱別表第1）

太陽光発電システム	発電出力が50kW未満であること。 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FC S制度に加盟する海外認証機関による認証若しくは同等以上の認証を受けていること。
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。
V2H	助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

（交付要綱別表第2）

実施主体	助成制度名称
1	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)
3	住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)
4	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)
5	住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)
6	東京都 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)
7	公社 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)
8	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)

5 太陽光発電システムに関する情報

該当する場合にチェック（✓）を入れてください。

確認事項	☒	V2Hの補助金の申請とあわせて、太陽光発電システムの補助金の申請も行う※
------	-------------------------------------	--------------------------------------

※太陽光発電システム用の交付申請と実績報告書を同時に提出することで助成の対象となります。令和4年4月1日～令和4年8月31日までに交付申請額0円となる場合で、V2Hを設置済みの場合は、交付申請書と同時に実績報告書を提出することで助成対象になります。

6 実績報告書との同時提出の有無

【令和4年8月31日までの例外的措置】令和4年9月30日までに交付申請と実績報告書を同時に提出することで助成の対象となります。今回実績報告書も同時に提出する場合には、必ずチェックをいれてください。

同時提出	☐ 有	☒ 無
------	----------------------------	---------------------------------------

7 助成対象機器に関する情報

契約予定日※	西暦	2022	年	12	月	1	日頃
メーカー名	ニチコン					型式	ES-T3PLS
設置場所住所	東京都	新宿	区市町村	〇〇1-2			

見積書に記載されているメーカー名、型式を記入してください。またCEV補助の対象になっていることを確認してください。

※令和4年7月1日から令和4年8月31日までに契約し、令和4年9月1日までに申請するものを除く。

V2Hを設置する建物（東京都内の戸建住宅のみ）の住所を記入してください。

8

国等の補助金の申請	☒ 有	☐ 無
-----------	---------------------------------------	----------------------------

※国等の補助金に申請している場合は、その交付額を「8 助成金交付申請予定額」の計算時に必ず記入してください。

※国等の補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定通知書（額確定通知書でも可）を提出してください。

※国等の補助金に申請中の場合は、申請者氏名、交付申請額がわかる交付申請書を提出し、実績報告書に併せて交付決定通知書を提出してください。

9 助成金交付申請予定額

機器本体価格及び設置工事費に記入する金額は、見積書等に記入されている金額です。

※見積書と同時に入力してください。

(1) 補助率1/2

※助成金額

助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする（実施要綱4（5）イより）

A 機器本体購入費	1,600,000	円	E 国等の補助額(本体購入費)	750,000	円
B 設置工事費	1,000,000	円	F 国等の補助額(設置工事費)	400,000	円
C 助成対象経費(A + B)	2,600,000	円	G 国等の補助額合計	1,150,000	円
D C × 1/2	1,300,000	円			

交付申請額(D - G) 上限50万円	150,000	円
---------------------	---------	---

※千円未満切捨てで記載すること

※(D-G)が50万円以上になる場合は、500,000円と記載してください。

※太陽発電設備と同時設置・申請の場合、国等の補助金併用で交付申請額0円となる場合でも申請できます。

(2) 補助率10/10

※助成金額

助成対象経費（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、100万円を上限とする（実施要綱4（5）イより）

A 機器本体購入費		円	E 国等の補助額(本体購入費)		円
B 設置工事費		円	F 国等の補助額(設置工事費)		円
C 助成対象経費(A + B)		円	G 国等の補助額合計		円
D C × 10/10		円			

交付申請額(D - G) 上限100万円		円
----------------------	--	---

※千円未満切捨てで記載すること

※(D-G)が100万円以上になる場合は、1,000,000円と記載してください。

※太陽発電設備と同時設置・申請の場合、国等の補助金併用で交付申請額0円となる場合でも申請できます。

＜誓約事項＞ ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。))に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

	交付申請
(1)	本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。 なお、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。 また、手続代行者がいる場合は手続代行者も含め、提出前に必ず申請書をコピーし、控えている。
(2)	助成対象者 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者でない。
(3)	交付決定前の事業着手の禁止 交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、助成金の交付対象とならないことを了承している。
(4)	他の助成金等の受給 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)を受給できないことを理解している。 申請する機器について、国又は区市町村の助成を受けようとする、又は受けている場合、その旨申告しており、助成額に係る計算に反映させている。
(5)	申請の無効 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
(6)	個人情報の利用 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了承している。
(7)	交付決定 助成率及び助成金の上限額について理解し、交付決定は助成金額を確定しているものではないことを了承している。また、助成金交付決定後に助成対象経費及び交付決定額の増額はできないことを理解し、了承している。
(8)	免責 公社は、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。
(9)	現地調査等の協力 助成事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
(10)	手続代行者への連絡 公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合があることについて、了承している。
(11)	交付要綱等の遵守 本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守することを了承している。
(12)	対象機器を設置する住宅について 対象機器を都内の戸建住宅に設置することを確認している。
(13)	暴力団排除に関する誓約事項 本事業の交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。 あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
(14)	手続代行者に関する誓約事項 ●本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 ●貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。 ●手続代行者は、交付要綱及びその他公益財団法人東京都環境公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努めることを誓約いたします。 ●手続代行者が行う手続きについての調査より、手続代行者が交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意いたします。
(15)	専属的合意管轄裁判 申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
(16)	注意事項 ●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。 ●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。 ●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。
(17)	設置施工の安全性確保について ●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。 ●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。 ●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。

必ず全ての項目を確認し、同意のうえチェックをしてください。

る者をいう。
に等)に所属する者・暴力団員を雇用している者
る者・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
を有していると認められる者

同意日 2022 年 7 月 15 日



以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
(手続代行者が申請する場合には、上記の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)

14.2 【実績報告書】第14号様式（個人・法人申請用） 一記入例

第14号様式(実績報告書) その1
(1/3)

個人・法人用

リース等の共同申請者がいる場合は、様式が異なります。

公社使用欄 確定番号

公益財団法人 東京都環境公社
 理事長 殿

記入日 西暦 2022 年 12 月 1 日

電気自動車等の普及促進事業助成金実績報告書 (2022年4月1日以降に設置したV2H)

公益財団法人東京都環境公社が定める「電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、要綱第20条に基づき、下記のとおり報告します。

1 助成申請者に関する事項

(1) 実績報告時

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

交付決定通知書受領前に実績報告書を提出する場合は、空欄でかまいません。

「助成金交付決定通知書」の交付決定番号 xxx-0001

◆ 公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、額確定通知書等を送付します。

申請者氏名 または 法人名	フリガナ トウキョウ タロウ		電話番号(※)	03-XXXX-XXXX
	東京 太郎		電子メールアドレス (任意)	xxxx_xxxx @ xxxx.co.jp
法人 代表者役職名 (法人のみ)			法人 代表者氏名 (法人のみ)	
申請者住所	〒 163 - 0810 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)			
	東京	都 道 府 県	新宿	区 市 町 村 〇〇1-2

(※) 電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

2 手続き代行者

申請者以外が手続きを代行する場合は、以下枠線内も記入してください。

◆ その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行います。

法人名	環境エネルギー販売株式会社		担当者電話番号	03-1234-XXXX
			電子メールアドレス	●●●● @ △△△.co.jp
会社または拠点の 代表者	役職名	東京店店長	氏名	環境 一郎
担当者部署名	販売課		担当者名	環境 二郎
代行者住所	〒 111 - XXXX			
	東京	都 道 府 県	△△	区 市 町 村 △△3-4-5

3 対象機器設置場所に関する情報

(i) 選択項目(□)については、実績報告時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。

(ii) 助成対象機器が 都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の領収書等に記入のある設置住所と一致して

対象機器を 設置する建物の住所	該当する項目に一つチェック(✓)を入れてください。			
	☒ 助成申請者の住所と同じ ☐ その他(下記に住所記載)			
	助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。			
	〒 - (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)			
	東京	都	区 市 町 村	

※新築の場合は、実績報告時に建物の登記事項証明書の提出が必要になります。表題部の種類が「居宅」や「居宅・車庫」など事業用に使用されていない必要があります。

4 増額申請の有無(※1)

※1 交付決定した補助率・補助額を上回って助成することはできません。

交付決定通知書に記載の補助率※1 ☒ 補助率 1/2 ☐ 補助率 10/10

該当する方にチェック (✓) を入れてください。

確認事項	☒ 増額申請をしない(補助率1/2(上))	交付決定通知書に記載された補助率を選択してください。 実績報告時に補助率の増率(1/2→10/10)はできません。
	☐ 増額申請をする(補助率10/10(上))	

※2 補助率10/10で申請する場合、確認できる書類を提出してください。

※3 増額申請を行う場合の条件は以下のとおりです。(交付要綱別表第1)

「増額申請をする」を選択した方のみ、確認のうえ(✓)を入れてください。

確認事項	☒	太陽光発電システム	ア 発電出力が50kW未満であること。 イ 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車 検 査に記載の使用の本拠の位置にあること。 ウ 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光 発 電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。 エ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人 一 電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV FCS制度に加盟する海外認証機関による認証若しくは同等以 上の
	☒	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。
	☒	V2H	助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

増額申請を行う場合、要件を必ず確認のうえチェックしてください。また、それぞれを証明する書類を実績報告書と同時に提出してください。

成制度名称	
6年度から平成8年度まで)	
2	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)
3	住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)
4	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)
5	住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)
6	東京都 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)
7	公社 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)
8	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)

5 太陽光発電システムに関する情報

該当する場合にチェック (✓) を入れてください。

確認事項	☒ V2Hの補助金の申請とあわせて、太陽光発電システムの補助金の申請も行う※
------	--

※太陽光発電システムをV2Hに併せて申請する場合は、本様式と同時に太陽光発電システム用の交付申請書(別様式)を提出して下さい。

※太陽光発電設備と同時に設置・申請の場合、国等の補助金併用で交付申請額0円となる場合でも申請できます。

6 助成対象機器に関する情報

設置日※	西暦	2022	年	12	月	1	日
メーカー名	ニチコン					型式	ES-T3PLS
製造番号	ABCD●●●1						
設置場所住所	東京都	新宿	区市町村	〇〇1-2			

※「設置日」には、領収書の日付(領収日)を記入してください。

7 国等の補助金の申請書類

交付決定通知書受領前に実績報告書を提出する場合は、交付申請書に記入した「C 助成対象経費（A + B）」の金額を記入してください。

交付決定通知書受領前に実績報告書を提出する場合は、交付申請書に記入した「交付申請額（D - G）」の金額を記入してください。

※助成金額の補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定通知書に記載されている助成対象経費を記入してください。その金額を超えて実績報告はできません。

※助成金額の補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定通知書に記載されている交付決定額を記入してください。その金額が、交付申請額の上限になります。

8 なお、本体購入費と設置工事費の内訳を変更することは可能です。

(1)補助率10/10

※助成金額
助成対象経費の10/10の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする（実施要綱4（5）イより）

交付決定通知書に記載の助成対象経費		円	交付決定通知書に記載の交付決定額		円
A 機器本体購入費	1,600,000	円	E 国等の補助額（本体購入費）	750,000	円
B 設置工事費	1,000,000	円	F 国等の補助額（設置工事費）	400,000	円
C 助成対象経費（A + B）	2,600,000	円	G 国等の補助額合計	1,150,000	円
D C × 1/2	1,300,000	円			

交付申請額（D - G）上限 交付決定額	150,000	円
----------------------	---------	---

※千円未満切捨て記載すること
※（D-G）が交付決定額以上になる場合は、交付決定額を記載してください
※太陽発電設備と同時設置・申請の場合、国等の補助金併用で交付申請額0円となる場合でも申請できます。

(2)補助率10/10

※助成金額
助成対象経費（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、100万円を上限とする（実施要綱4（5）イより）

交付決定通知書に記載の助成対象経費		円	交付決定通知書に記載の交付決定額		円
A 機器本体購入費		円	E 国等の補助額（本体購入費）		円
B 設置工事費		円	F 国等の補助額（設置工事費）		円
C 助成対象経費（A + B）		円	G 国等の補助額合計		円
D C × 10/10		円			

交付申請額（D - G）上限 交付決定額		円
----------------------	--	---

※千円未満切捨て記載すること
※（D-G）が交付決定額以上になる場合は、交付決定額を記載してください
※太陽発電設備と同時設置・申請の場合、国等の補助金併用で交付申請額0円となる場合でも申請できます。

9 助成金振込先に関する情報

※助成金振込先の口座名義は、1に記載した助成申請者の氏名と同一にしてください。
※口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

金融機関名	〇〇銀行				
支店名	〇〇支店				
金融機関コード	0000	支店コード	000	預金種類 (該当項目に✓)	☒ 普通 ☐ 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 〇〇〇〇〇〇				
口座番号 (右詰)	0	1	2	3	4

15 提出書類の準備

助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。

提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類を電子メールやFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。

必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

15.1 申請者本人確認書類（交付申請）

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ①運転免許証
- ②健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
※該当箇所をマスキングすること
- ③住民基本台帳カード
- ④日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
- ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥身体障がい者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障がい者保健福祉手帳
- ⑨運転経歴証明書
- ⑩マイナンバー個人番号カード（裏面は不要）
- ⑪住民票もしくは印鑑証明書（取得から受付まで6カ月以内のもの）

※ 現住所・氏名の記載であること。（氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）が必要です。）

※ 日本で発行されたものであること。

※ 健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。（付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。）

●マスキングの例

健康保険被保険者証		本人（被保険者）	〇〇〇〇
		〇〇年〇〇月〇〇日交付	
記号	■■■■ ■■■■		
番号	■■■■ ■■■■		
氏名	□□ □□		
生年月日	□□ □□年 □□月 □□日		
性別	△		
資格取得年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
事業所名称	□□ 会社		
保険者番号	■■■■ ■■■■		
保険者名称	全国健康保険協会 □□支部		
保険者所在地	□□市□□町○丁目○番地		
			印

15.2 設置予定機器の見積書（交付申請）

下記項目が記載されている見積書を提出してください。

- ① 見積書に発行者（販売事業者）の捺印があること
- ② 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ③ 「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ④ 対象機器等の型番が正確に記載されていること
- ⑤ 対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税・諸経費含まず）が明確に記載されていること

上記項目が記載されている見積書の提出ができない場合は、公社の指定様式を作成し社判を押印のうえ、提出してください。

公社の指定様式で見積書をご提出いただいた場合、必要に応じ工事項目の内訳などを確認させていただくことがあります。

▼記入例 【指定様式】見積書

2022年 ×月 ×日		
見積書		
東京 太郎 様 設置場所住所 東京都〇〇区△△1-2	株式会社 〇〇電気 株式会社 印 〇〇電気	
下記のとおりお見積りさせていただきます。		
V 2 H	メーカー	ニチコン
	型番	ES-T3PLS
対象機器の金額		
V 2 H 本体価格（助成対象）		¥1,600,000
機器費（助成対象外）		¥150,000
V 2 H 設置工事費		¥1,200,000
その他工事費		¥300,000
合計		¥2,950,000
消費税		¥295,000
総額		¥3,245,000

15.3 建物の登記事項証明書（登記簿）（交付申請・実績報告）

V2Hを設置する戸建住宅の現在もしくは全部事項証明書を提出してください。

当事業での「戸建住宅」とは現在もしくは全部事項証明書の表題部の種類に「居宅」が入っているかどうかを提出前にご確認ください。「居宅・店舗」など併記表示になっているものは一部認められるものもございます。

※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。また「共同住宅」は対象外です。

新築住宅等で交付申請時に当該住宅が登記されていない、また登記申請中だが現在もしくは全部事項証明書を取得できていない場合は、実績報告時にご提出ください。

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	[余白]	不動産番号	[余白]
所在図番号	[余白]				
所 在	[余白]			[余白]	
家屋番号	[余白]			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	[余白]	[余白]		[余白]	
所 有 者	[余白]				

15.4 対象機器の売買契約書の写し（実績報告）

売買契約書の下記内容が分かる書類を提出してください。

また、併せて公社の指定する様式で下記該当箇所が分かる一覧を作成の上、提出してください。

- ① 契約日締結日
- ② 契約者名（助成対象者であること）
- ③ 工事内容
- ④ 発行者
- ⑤ 発行会社印

※ 売買契約日は交付決定日より後のものであること。（同日でも可。）

※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。

※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある個所の写しを提出すること。

▼記入例 【指定様式】契約書確認項目一覧表

契約書確認項目一覧表	契約書サンプル														
交付決定番号： ●●00001 申請者名： 東京 花子	令和 x年 xx月 xx日 請 負 契 約 書														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載箇所（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約締結日</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>契約者名</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td>工事内容（※2）</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> <tr> <td>発行会社印</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> </tr> <tr> <td>停止条件付契約の条文</td> <td style="text-align: center;">● 枚目 ○ 条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所（※1）	契約締結日	①	契約者名	②	工事内容（※2）	③	発行者	④	発行会社印	⑤	停止条件付契約の条文	● 枚目 ○ 条	収入印紙 工 事 名 称 環境様部 V2H 設置工事 工 事 場 所 東京都〇〇区〇〇1-2-3 注文者名 東京 花子 住 所 東京都〇〇区〇〇1-2-3 請負者名 株式会社 〇〇電気 住 所 東京都●●区●●4-5-6
項目	記載箇所（※1）														
契約締結日	①														
契約者名	②														
工事内容（※2）	③														
発行者	④														
発行会社印	⑤														
停止条件付契約の条文	● 枚目 ○ 条														
（※1）契約書の該当箇所にマーカーや付箋等で番号等を振り、記入して下さい。 （※2）件名で工事内容が判別できない場合は、蓄電池の工事がわかる 契約書類（抜粋）を添付してください。	注文者と請負者は、この契約書によって工事契約を結ぶ。 1. 工期 令和 x年 xx月 xx日 ～ 令和 x年 xx月 xx日 2. 引渡 令和 x年 xx月 xx日 3. 請負金額 金 3,000,000 円（税込） 4. 支払方法 この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名捺印し各自1通を保有する。														

15.5 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳（実績報告）

① 下記項目が記載されている領収書を提出してください。

- 宛名（助成対象者名であること）
- 領収金額
- 助成対象経費（機器費及び工事費、消費税含まず）
- 設置場所住所
- 対象機器メーカー名
- 対象機器型番
- 製造番号
- 収入印紙及び割印（消印）
- 領収日
- 発行者（販売事業者）名
- 発行者（販売事業者）捺印

①の必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し原本を提出してください。

▼記入例 【指定様式】領収書の内訳書

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行したV2Hに係る領収書は、●年●月日付け領収書（領収書番号 ABC2468-DEF）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

記

1	機器費（税抜）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
2	設置工事費（税抜）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
3	設置場所住所	東京都●●区●●1-2
4	メーカー名	××××株式会社
5	型番	XX-XXXXX
6	製造番号（※）	XX-0123456

※銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の製造番号の記入及び銘板写真の提出を求めることがあります。

年 月 日

印

- ② 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造メーカー名、対象機器の型番等上記①の内容が記載されたものがが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ④ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。また、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。
 - ・電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります
- ⑤ 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。
- ⑥ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります

15.6 対象機器の保証書の写し（実績報告）

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え（お客様控え等）の写しとします。
- ② 製造者名（メーカー名）、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
 - （注意）複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに対応します。

記

1 申請者名 東京 太郎

2 設置場所住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3

3 領収書番号 AA00001

以 上

20XX 年 XX 月 〇〇 日

〇〇株式会社



15.6 V2Hを設置する建物の全景写真（実績報告）

- ① 1 階部分から建物全体（正面玄関側）が写っているものをご用意ください。
 - ② 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
 - ③ 建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
 - ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑤ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上のものにしてください。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ Google マップ等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

15.7 助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真（実績報告）

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号（銘板）が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上のものにしてください。

15.8 口座情報の写し（実績報告）

助成金交付申請書（兼設置完了報告書）の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピー等を提出してください。なお、記載が分かれている場合は複数枚でも構いません。

- 金融機関名（コード）
- 支店名（コード）
- 預金種類
- 口座番号
- カタカナの口座名義

※ 助成金申請者同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

16 提出書類チェックリスト

16.1 交付申請時の提出書類（個人・法人）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第1号様式その1 「助成金交付申請書（個人・法人用）」		☐	
2	【個人】 申請者 本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード ⑪住民票もしくは印鑑証明書（申請受付から6か月以内に発行されたもの）	☐	※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること（付箋等で隠すまたは黒塗り） ※日本で発行されたものであること
3	【法人】 申請者 実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書	☐	※申請受付から6か月以内に発行されたものであること

4	設置予定機器の見積書（写し）	・下記項目が記載されている見積書であること。 ①見積書に発行者（販売事業者）の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の型番が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税、諸経費含まず）が明確に記載されていること	□	左記が記載されている見積書の提出ができない場合は、公社の指定様式を作成し社判を押印のうえ、提出してください。
5	【住宅供給事業者が申請する場合に必要】 重要事項説明書（案）	・対象機器等の設置後に、住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第 17 条、第 18 条、第 22 条及び第 23 条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること （参考：「助成金申請の手引き」を参照）	□	交付申請時は案文を提出すること。ただし実績報告の際には、住宅購入者に提示した原本の写しを提出する必要あり。
6	建物の登記事項証明書（写し）	現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。	□	※申請受付から 6 か月以内に取得したもの ※新築住宅の場合は実績報告時に提出 ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
7	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	・国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。	□	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分からなけ

				ればならない。
8	その他公社が審査に必要と認める書類			

16.2 交付申請時の提出書類（共同（リース）申請）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第1号様式その2 「助成金交付申請書（個人・法人用）」		☐	
2	【個人】 機器使用者 本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード ⑪住民票もしくは印鑑証明書（申請受付から6か月以内に発行されたもの）	☐	<u>使用者が個人の場合に提出が必要</u> ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること（付箋等で隠すまたは黒塗り） ※日本で発行されたものであること
3	【法人】 機器使用者 実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書	☐	<u>使用者が法人の場合に提出が必要</u>

		②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書		※6か月以内に発行されたものであること
4	【リース事業者】 機器所有者 実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書	□	使用者が <u>法人の場合に提出が必要</u> ※6か月以内に発行されたものであること
5	リース契約関連書類	・以下の書類の写しであること ①リース申込書 ②リース料金の見積書	□	②において、リース料金から交付申請予定額相当以上が減額されていること。
6	設置予定機器の見積書（写し）	・下記項目が記載されている見積書であること。 ①見積書に発行者（販売事業者）の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の型番が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税、諸経費含まず）が明確に記載されていること	□	左記が記載されている見積書の提出ができない場合は、公社の指定様式を作成し社判を押印のうえ、提出してください。
6	建物の登記事項証明書（写し）	現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。	□	※申請受付から6か月以内に取得したもの ※新築住宅の場合は実績報告時に提出 ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
7	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	・国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。	□	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者で

				あることが分からなければならない。
8	その他会社が審査に必要と認める書類			

16.3 実績報告時の提出書類（個人・法人）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第14号様式その1 「実績報告書（個人・法人用）」		☐	
2	設置機器の売買契約書（写し）	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること - 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付（契約締結日） ③契約者名 ④工事内容	☐	・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳（原本）	・領収書の日付が令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間のものであること（※1） ・以下の内容が記載されていること ①宛名（助成申請者名であること） ②領収金額 ③助成対象経費（機器費・工事費のみ、消費税含まず） ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの（※2） ⑨領収日 ⑩発行者（販売事業者）名 ⑪発行者（販売事業者）捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載が	☐	（※1） 領収書の日付が交付申請日（公社が受付をした日）よりも後のものであること。<u>※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。</u> （※2） 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に

		ない場合、以下を併せて提出してください。 ・ 公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること		留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書（写し）	・ 「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・ 使用者控え（お客様控え等）の写しであること	□	・ 保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること （証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
5	「V2Hを設置する建物」の全景写真（カラー）	・ 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの（建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可） ・ V2Hが写っていなくても可 ・ カラー印刷または、カラープリント写真であること ・ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること ※建物の全景がはっきりと確認できない場合（日没後撮影等）は、再度撮影を依頼する可能性あり	□	
6	V2Hの「型番」及び「製造番号（銘板）」を示す写真（カラー）	・ 設置完了後の写真であること（設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること） ・ V2Hの型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの	□	

		・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89 mm）以上であること		
7	口座情報の写し	・以下の内容が記載されていること ①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	☐	・預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
8	建物の登記事項証明書（写し）	・現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問い合わせください。	☐	※新築住宅の場合のみ。 ※申請受付から6か月以内に取得したもの ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
9	重要事項説明書等 （住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し）	・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第 17 条、第 18 条、第 22 条及び第 23 条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること（助成金申請の手引きを参照）	☐	【住宅供給事業者が申請する場合に必要】
10	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	・国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。	☐	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分からなけ

				ればならない。
11	その他公社が審査に必要と認める書類			
V2Hの補助率10/10の増額要件を満たしていることの確認書類				
12	自動車検査証（写し）		☐	記載内容が読み取れること
13	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	・出力対比表 ・太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）など	☐	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo14の書類提出は不要。
14	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で利用している事実を確認できる書類	・接続契約のご案内（写し） ・系統連系協議依頼書の控え（写し） ・直近の太陽光の買電明細（助成対象機器の領収日より前のもの）（写し）など	☐	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo13の書類提出は不要。

16.4 実績報告時の提出書類（共同（リース）申請）

No	提出書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第14号様式その2 「実績報告書 （個人・法人用）」		☐	
2	設置機器のリース等契約書（写し）	・リース等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。 以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 ※6年（法定耐用年数）以上であること	☐	・リース等の料金は元金（機器単体費）から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。
3	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳（原本）	・領収書の日付が令和4年4月1日から令和7年9月30日までの間のものであること（※1） ・以下の内容が記載されていること ①宛名（助成申請者名であること） ②領収金額 ③助成対象経費（機器費・工事費のみ、消費税含まず） ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器パッケージ型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの（※2）	☐	（※1） 領収書の日付が交付申請日（公社が受付をした日）よりも後のものであること。※「公社が受付をした日」は「交付申請書が公社に到着した日の翌営業日」となります。 （※2） 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写

		⑨ 領収日 ⑩ 発行者（販売事業者）名 ⑪ 発行者（販売事業者）捺印 ※ 但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること		しが必要。 また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。 なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。
4	設置機器の保証書（写し）	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え（お客様控え等）の写しであること	□	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること （証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
5	「V2Hを設置する建物」の全景写真（カラー）	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの（建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可） ・V2Hが写っていなくても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること ※建物の全景がはっきりと確認できない場合（日没後撮影等）は、再度撮影を依頼する可能性あり	□	
6	V2Hの「型番」及び「製造番号（銘板）」を示す写真（カラー）	・設置完了後の写真であること（設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること）	□	

		・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89 mm）以上であること		
7	口座情報の写し	・以下の内容が記載されていること ①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	☐	・預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページ等
8	建物の登記事項証明書（写し）	・現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること ※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。	☐	※新築住宅の場合のみ。 ※申請受付から6か月以内に取得したもの ※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
9	国等の補助金交付申請書、交付決定通知書もしくは額確定通知	・国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。	☐	オンライン申請等で申請書等がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分かなければならない。
10	その他公社が審査に必要と認める書類			
V2Hの補助率10/10の増額要件を満たしていることの確認書類				
11	自動車検査証		☐	記載内容が読み取れる

	(写し)			こと
12	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	・出力対比表 ・太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)など	□	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo14の書類提出は不要。
13	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使っている事実を確認できる書類	・接続契約のご案内(写し) ・系統連系協議依頼書の控え(写し) ・直近の太陽光の買電明細(助成対象機器の領収日より前のもの)(写し)など	□	太陽光発電システムの発電出力50kW未満で、設置場所住所、太陽光発電モジュールの型式が確認できる書類であればNo13の書類提出は不要。

（参考）関連ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ 電気自動車等の普及促進事業（V2H）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-V2H/index.html>

○ 関連事業のホームページ

- ・ F C V ・ E V ・ P H V 車両
（燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>
- ・ 電気自動車等の普及促進事業（外部給電器）
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>
- ・ 充電設備導入促進事業（事業のご案内）
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

東京都
電気自動車等の普及促進事業
（V2H ビークル トゥ ホーム）
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和5年1月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0809
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル9階